



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

条 例

◇川崎市市税条例の一部を改正する条例(第28号)	3804
◇川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例(第29号)	3805
◇川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例(第30号)	3806
◇川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(第31号)	3806
◇川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例を廃止する条例(第32号)	3806
◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第33号)	3807
◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第34号)	3807
◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第35号)	3807
◇川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第36号)	3808
◇川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第37号)	3808
◇川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例(第38号)	3808
◇川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例(第39号)	3809
◇川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例(第40号)	3809
◇川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(第41号)	3809

◇川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第42号)	3810
◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第43号)	3810
◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第44号)	3810
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第45号)	3811
◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第46号)	3811
◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(第47号)	3812

規 則

◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第44号)	3813
◇川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(第45号)	3816
◇川崎市火災予防規則の一部を改正する規則(第46号)	3816
◇川崎市福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則(第47号)	3816
◇川崎市生活保護法施行細則及び川崎市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金に関する事務取扱細則の一部を改正する規則(第48号)	3817
◇川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則(第49号)	3817
◇川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則(第50号)	3817
◇川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(第51号)	3817

告 示

◇公印の改刻 (第346号).....	3818	◇都市計画公聴会の開催 (第941号).....	3866
◇生活保護法等による指定医療機関 の指定 (第347号).....	3818	◇一般競争入札の執行 (第942号).....	3866
◇生活保護法等による指定施術機関 の指定 (第348号).....	3818	◇公募型プロポーザルの実施 (第943号).....	3868
◇生活保護法等による指定医療機関 の廃止 (第349号).....	3818	◇開発行為に関する工事の完了 (第944号).....	3869
◇生活保護法等による指定医療機関 の変更 (第350号).....	3818	◇開発行為に関する工事の完了 (第945号).....	3869
◇生活保護法等による指定施術機関 の変更 (第351号).....	3818	◇一般競争入札の執行 (第946号).....	3870
◇市道路線の認定 (第352号).....	3818	◇条例環境影響評価審査書の公告 (第947号).....	3877
◇道路区域の決定 (第353号).....	3819	◇環境影響評価に関する条例による 法対象事後調査報告書の公告 (第948号).....	3890
◇道路の供用開始 (第354号).....	3819	◇大規模小売店舗立地法に基づく変 更の届出 (第949号).....	3890
◇市道路線の廃止 (第355号).....	3819	◇港湾施設に放置されている物件の 撤去命令 (第950号).....	3891
◇自転車等の撤去と保管 (第356号).....	3819	◇一般競争入札の執行 (第951号).....	3891
◇救助の程度、方法及び期間、実費 弁償の程度並びに救助の事務を行 うのに必要な費用の一部改正 (第357号).....	3820	◇一般競争入札の執行 (第952号).....	3892
◇道路区域の変更 (第358号).....	3821	◇一般競争入札の執行 (第953号).....	3892
◇道路区域の変更 (第359号).....	3821	◇一般競争入札の執行 (第954号).....	3895
◇道路の供用開始 (第360号).....	3821	◇道路位置の廃止 (第955号).....	3896
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更 時要届出区域の指定 (第361号).....	3821	◇道路位置の廃止 (第956号).....	3897
◇議決された予算の公表 (第362号).....	3823	◇道路位置の廃止 (第957号).....	3897
◇道路区域の変更 (第363号).....	3860	◇一般競争入札の執行 (第958号).....	3897
◇道路の供用開始 (第364号).....	3860	◇一般競争入札の執行 (第959号).....	3899
◇川崎市農業委員会総会の招集 (第365号).....	3860	◇一般競争入札の執行 (第960号).....	3900
◇自転車等の撤去と保管 (第366号).....	3860	◇一般競争入札の執行 (第961号).....	3902
◇道路区域の変更 (第367号).....	3861	◇一般競争入札の執行 (第962号).....	3903
◇道路の供用開始 (第368号).....	3861	◇一般競争入札の執行 (第963号).....	3905
◇道路区域の変更 (第369号).....	3861	◇一般競争入札の執行 (第964号).....	3906
◇道路の供用開始 (第370号).....	3861	◇一般競争入札の執行 (第965号).....	3908
◇道路区域の変更 (第371号).....	3861	◇一般競争入札の執行 (第966号).....	3910
◇道路の供用開始 (第372号).....	3862	◇一般競争入札の執行 (第967号).....	3912
◇道路区域の変更 (第373号).....	3862	◇一般競争入札の執行 (第968号).....	3913
◇川崎市立日本民家園における入園 料の収納事務の委託 (第374号).....	3862	◇一般競争入札の執行 (第969号).....	3915
公 告		◇一般競争入札の執行 (第970号).....	3916
◇一般競争入札の執行 (第936号).....	3862	◇一般競争入札の執行 (第971号).....	3918
◇一般競争入札の執行 (第937号).....	3863	◇一般競争入札の執行 (第972号).....	3919
◇条例環境影響評価書の公告 (第938号).....	3864	◇一般競争入札の執行 (第973号).....	3921
◇環境影響評価に関する条例による 条例見解書の公告 (第939号).....	3864	◇一般競争入札の執行 (第974号).....	3923
◇一般競争入札の執行 (第940号).....	3865	◇一般競争入札の執行 (第975号).....	3925
		◇一般競争入札の執行 (第976号).....	3926
		◇一般競争入札の執行 (第977号).....	3928
		◇一般競争入札の執行 (第978号).....	3929
		◇一般競争入札の執行 (第979号).....	3931
		◇一般競争入札の執行 (第980号).....	3933

◇一般競争入札の執行 (第981号).....	3934	◇一般競争入札の公告 (第12号)	3987
◇一般競争入札の執行 (第982号).....	3936	病院局規程	
◇一般競争入札の執行 (第983号).....	3938	◇川崎市病院局企業職員給与支給規	
◇一般競争入札の執行 (第984号).....	3939	程の一部を改正する規程 (第13号)	3989
◇一般競争入札の執行 (第985号).....	3941	病院局公告	
◇一般競争入札の執行 (第986号).....	3943	◇一般競争入札の執行 (第35号)	3990
◇一般競争入札の執行 (第987号).....	3944	◇一般競争入札の執行 (第36号)	3991
◇環境配慮計画見解書の公告		◇一般競争入札の執行 (第37号)	3993
(第988号).....	3953	◇一般競争入札の執行 (第38号)	3995
◇公募型プロポーザルの実施		教育委員会告示	
(第989号).....	3953	◇公印の改刻 (第14号)	3997
◇道路位置の廃止 (第990号).....	3955	農業委員会告示	
公告 (調達)		◇川崎市農業委員会総会の招集	
◇一般競争入札の公告 (第257号).....	3955	(第6号).....	3997
◇一般競争入札の公告 (第258号).....	3957	区告示	
◇一般競争入札の公告 (第259号).....	3960	◇転入届の無効 (中原区第2号).....	3997
◇一般競争入札の公告 (第260号).....	3962	区公告	
◇一般競争入札の公告 (第261号).....	3965	◇住民票の職権消除	
◇落札者等の公示 (第262号).....	3967	(川崎区第102号).....	3998
税公告		◇住民票の職権消除	
◇差押調書 (謄本) の公示送達		(川崎区第103号).....	3998
(第75号)	3968	◇印鑑登録の抹消	
◇差押調書 (謄本) の公示送達		(川崎区第104号).....	3998
(第76号)	3968	◇国民健康保険料、介護保険料及び	
◇差押調書 (謄本) の公示送達		後期高齢者医療保険料に係る差押	
(第77号)	3968	調書 (謄本) の公示送達	
◇督促状の公示送達 (第78号)	3968	(川崎区第105号).....	3999
◇差押調書 (謄本) の公示送達		◇住民票の職権消除	
(第79号)	3968	(川崎区第106号).....	3999
◇差押調書 (謄本) の公示送達		◇印鑑登録の抹消	
(第80号)	3968	(川崎区第107号).....	3999
◇差押調書 (謄本) の公示送達		◇国民健康保険料に係る納入通知書	
(第81号)	3969	の公示送達 (川崎区第108号).....	3999
◇差押調書 (謄本) の公示送達		◇国民健康保険料に係る納入通知書	
(第82号)	3969	の公示送達 (川崎区第109号).....	3999
上下水道局公告		◇介護保険料に係る納入通知書の公	
◇一般競争入札の執行 (第47号)	3969	示送達 (川崎区第110号).....	3999
◇一般競争入札の執行 (第48号)	3969	◇国民健康保険料に係る納入通知書	
◇一般競争入札の執行 (第49号)	3971	の公示送達 (川崎区第111号).....	4000
◇一般競争入札の執行 (第50号)	3975	◇国民健康保険料に係る納入通知書	
上下水道局公告 (調達)		の公示送達 (幸区第42号)	4000
◇落札者等の公示 (第22号)	3980	◇国民健康保険料に係る還付通知書	
◇一般競争入札の公告 (第23号)	3980	の公示送達 (中原区第43号)	4000
交通局公告		◇国民健康保険料に係る納入通知書	
◇一般競争入札の執行 (第51号)	3983	の公示送達 (中原区第44号)	4000
◇一般競争入札の執行 (第52号)	3984	◇住民票の職権消除	
交通局公告 (調達)		(高津区第39号)	4000
◇一般競争入札の公告 (第11号)	3985	◇国民健康保険料に係る納入通知書	

の公示送達（高津区第40号）……………	4000
◇国民健康保険料に係る納入通知書	
の公示送達（宮前区第29号）……………	4001
◇国民健康保険料に係る納入通知書	
の公示送達（多摩区第33号）……………	4001
◇介護保険料に係る納入通知書の公	
示送達（多摩区第34号）……………	4001
◇住民票の職権消除	
（麻生区第35号）……………	4001
◇印鑑登録の抹消	
（麻生区第36号）……………	4001
◇介護保険料に係る納入通知書の公	
示送達（麻生区第37号）……………	4001
◇国民健康保険料に係る納入通知書	
の公示送達（麻生区第38号）……………	4002
辞令	
◇7月1日付け……………	4002

条

例

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第28号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条の3の見出し中「徴収方法」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第64条第1項第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8項（見出しを含む。）中「及び附則第15条の8」を「、附則第15条の8及び附則第15条の9の3」に改め、同項第3号中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第15項ただし書」を「附則第15条第14項ただし書」に改め、同項第5号中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同項第6号中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同項第7号中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同項第8号中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同項第9号中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同項第10号中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同項第11号中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項第12号中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項第13号中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項第14号中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同項第15号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項第16号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第17号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同項第18号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項第19号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同項第20号の次に次の1号を加える。

(21) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定

める割合 2分の1

附則第17項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第22項第3号を削る。

附則第34項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同項中「附則第30条第2項から第4項までに規定する」を「附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「次のとおり」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則中第35項の前の見出し、同項及び第36項を削る。

附則第37項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「同項後段」を「道路運送車両法第60条第1項後段」に、「令和5年度分」を「、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第34項第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第38項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「同項後段」を「道路運送車両法第60条第1項後段」に、「令和5年度分」を「、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第34項第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を

附則第36項とする。

附則第39項の前の見出しを削り、同項中「附則第34項第1号から第3号まで及び前項」を「附則第34項から前項まで」に改め、同項を附則第37項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)」を付し、附則第40項を附則第38項とする。

附則第41項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同項を附則第39項とし、附則第42項を附則第40項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第64条第1項第1号エの改正規定及び次項(改正後の条例(以下「新条例」という。)附則第39項に係る部分を除く。)の規定 令和5年7月1日

(2) 第25条の3(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第17項及び第41項の改正規定並びに次項(新条例附則第39項に係る部分に限る。)及び附則第3項の規定 令和6年1月1日

(軽自動車税に関する経過措置)

2 新条例第64条第1項第1号エ及び附則第39項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の条例附則第22項第3号に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第34項から第36項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第29号

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例

川崎市市税事務所条例(平成23年川崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第30号

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例

川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「川崎市中原区等々力1番2号」を「川崎市麻生区上麻生6丁目15番2号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第31号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第75条に次の3項を加える。

5 市長は、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

7 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第32号

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例を廃止する条例

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例（平成18年川崎市条例第48号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第5条第1項の規定による申請であって、この条例の施行の際、認定又は認定の更新をするかどうかの処分がされていないものについての認定又は認定の更新については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第4条第3項（旧条例第5条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、旧条例第4条第3項中「末日」とあるのは、「末日又は令和8年3月31日のいずれか早い日」とする。

3 この条例の施行の際現に川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例（令和5年川崎市条例第38号）による廃止前の川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例（昭和47年川崎市条例第11号。以下「旧小児ぜん息患者医療費支給条例」という。）第5条第2項の規定による医療費受給証の交付を受けている者（川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなお従前の例により施行日以後に医療費受給証の交付を受けた者及び同条例附則第3項の規定によりなお従前の例により施行日以後に支給期間の延長を受けた者を含む、旧小児ぜん息患者医療費支給条例第3条の医療費の支給を受けることができる者に限る。）についての旧条例第4条第1項の規定による申請については、令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第4条第4項（旧条例第5条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医療証の交付を受けている者（附則第2項の規定により施行日以後に医療証の交付を受けた者を含む。）についての旧条例第5条第1項の規定による申請については、令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。

5 前2項の規定によりなお従前の例によることとされた申請に係る認定又は認定の更新については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第4条第3項の規定の適用については、同項中「同日以後2年を経過する日の属する月の末日」とあるのは、「令和8年3月31日」とする。

6 附則第2項又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた認定又は認定の更新に係る川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会についての旧条例第8条の規定の適用については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に旧条例第4条第4項の規定

による医療証の交付を受けている者及び附則第2項又は第5項の規定により医療証の交付を受けた者が当該医療証の有効期間中に受けた旧条例第6条第1項に規定するぜん息に係る医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に旧条例第4条第4項の規定による医療証の交付を受けている者及び附則第2項又は第5項の規定により医療証の交付を受けた者についての届出義務、医療証の返還及び医療費の助成を受ける権利の譲渡又は担保の禁止については、当該医療証の有効期間中に限り、なお従前の例による。

9 偽りその他不正の行為により認定又は認定の更新を受けた者に係る当該認定又は認定の更新の取消し及び偽りその他不正の行為により支払われた医療費の助成に関する費用の返還については、なお従前の例による。

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第33号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第24条第4項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第68条第4項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第34号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第18条第4項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第32条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第35号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第16条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第31条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第39条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第40条第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第49条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第54条第2項第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第59条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第60条第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第67条第1項第6号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第79条第1項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第89条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第95条第1項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第96条第3号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第36号

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第6条第1項中「規定する」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項中「規定する」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第56条第2項第2号及び第57条中「厚生労働大臣」を

「主務大臣」に改める。

第105条第4項中「規定により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第114条第3項中「規定により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第195条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の4第1項第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第3項及び第4項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第37号

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第38号

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例

川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例（昭和47年川崎市条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に廃止前の川崎市小児ぜん息患者

医療費支給条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による申請をした者についての当該申請に係る同条第2項に規定する医療費受給証（以下「受給証」という。）の交付については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第7条第3項に規定する申請をした者についての当該申請に係る支給期間の延長については、なお従前の例による。ただし、延長後の支給期間の末日が令和8年3月31日後となるときは、同日の経過と同時に当該支給期間が満了するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第6条に規定する受給者である者（この条例の施行後に附則第2項の規定に基づきなお従前の例により受給証の交付を受けた者及び前項の規定に基づきなお従前の例により支給期間の延長を受けた者を含む。以下「受給者」という。）がその者に係る支給期間中に受けた旧条例第2条に規定する疾病に係る旧条例第7条第1項各号に掲げる医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

5 受給者についての支給期間の延長（附則第3項の規定によるものを除く。）、届出義務、受給証の返還及び医療費の支給を受ける権利の譲渡又は担保の禁止については、令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。この場合において、旧条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「2年ごとに」とあるのは、「令和8年3月31日まで」とする。

6 偽りその他不正の行為により支払われた医療費の支給に関する費用の返還については、なお従前の例による。

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第39号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例（昭和46年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号オ中「第11条第1項第2号へ(5)の厚生労働省令」を「第11条第1項第2号ト(5)の内閣府令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第40号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例
の一部を改正する条例

第1条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例（令和元年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

川崎市宮前区保育・子育て総合支援センター	川崎市宮前区土橋2丁目14番地1
----------------------	------------------

第3条第4号中「関すること」の次に「（川崎市宮前区保育・子育て総合支援センターを除く。）」を加える。

第2条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「（川崎市宮前区保育・子育て総合支援センターを除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（川崎市保育園条例の一部改正）

2 川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市中馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号
川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋2丁目14番地1

」

を

「

川崎市中馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号
----------	------------------

」

に改める。

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第41号

川崎市認定こども園の認定の要件を定める
条例の一部を改正する条例

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同条第7号ア中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第42号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第28条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第43号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、

同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同号又は」を「同条第1号又は」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第44号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の
形態意匠の制限に関する条例の一部を改
正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠

の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表11の項を次のように改める。

11	戸手4丁目北地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された戸手4丁目北地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	A地区 B地区 C地区
----	----------------	---	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第45号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2の49戸手4丁目北地区整備計画区域の表中「

建築物の敷地面積の最低限度	計画図に示す壁面の位置の制限が定められている敷地内の建築物で、かつ、その全部又は一部を共同住宅の用途に供するものの敷地面積は、1,000平方メートル（計画図に示す壁面の位置の制限が定められている敷地内の建築物で、かつ、その全部又は一部を共同住宅の用途に供するもの以外のものの敷地にあっては、500平方メートル）以上でなければならない。
---------------	---

を

「

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
---------------	-----------------------------------

に改め、同表に次のように加える。

C地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 病院又は診療所 (7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもので、作業場の用に供する部分を有するものを含む。） (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 事務所 (10) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (11) 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、500平方メートル以上でなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第46号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（王禅寺四ツ田緑地の供用期間等）

第6条の2 王禅寺四ツ田緑地の供用期間、供用時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、供用期間、供用時間又は休園日を変更することができる。

供用期間	1月1日から12月31日まで
供用時間	4月1日から10月31日までにあっては午前9時から午後5時まで、11月1日から翌年3月31日までにあっては午前9時から午後4時まで
休園日	12月29日から翌年の1月4日までの日

第7条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 王禅寺四ツ田緑地を利用しようとする者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者が別に定めるところにより当該指定管理者に申請し、当該指定管理者の承認を受けなければならない。

第18条の4中「第7条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第19条中「の使用」を「若しくは王禅寺四ツ田緑地の利用」に改める。

第22条第1項中「第7条第2項」の次に「及び第3項」を加え、同条第3項及び第4項中「第7条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第47号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車を用いる。第11号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第14条の2第1項第5号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第6号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第10号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第11号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第12号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第15号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第14条の2第2項ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

(2) 分離型のものにあっては、充電ポスト

第26条第3項を削り、同条第4項第2号中「（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとする。）」を「。ただし、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号本文に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第26条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第26条第3項から第5項まで及び別表第7の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（改正後の条例（以下「新条例」という。）第14条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。）に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第26条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている図記号による

標識（新条例第26条第2項又は第3項第2号本文に規定する標識と併せて設けるものをいう。）のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規 則

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第44号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表様式目次中

「

第58号様式	原動機付自転車	条例第72条
	標識	
	小型特殊自動車	

を

「

第58号様式	原動機付自転車 標識	条例第72条
	小型特殊自動車	
第58号様式の2	特定小型原動機 付自転車標識	条例第72条

に改める。

別表第58号様式の次に次の1様式を加える。

第58号様式の2



(備考)

- 1 標識の地の塗色は、白色とする。
- 2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

別表第59号様式中

「

申告・報告義務者 以外に当該申告に 関わる者	住所 又 所在地	
	氏 又 名 稱	
	電 話 番 号	()
種別 割の 税率 の特 例	1 電気・天然ガス（R30年排出ガス基準適合又はR21年排出ガス基準10%低減）	
	2 ★★★★★かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車	
	3 ★★★★★かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車	
	4 (R2年度のみ) ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車	
	5 (R2年度のみ) ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車	
	6 (R2年度のみ) ★★★★★かつR27年度燃費基準+35%達成のトラック（貨物）	☐
	7 (R2年度のみ) ★★★★★かつR27年度燃費基準+15%達成のトラック（貨物）	☐

」

を

「

申告・報告義務者 以外に当該申告に 関わる者	住所 又 所在地	
	氏 又 名 稱	
	電 話 番 号	()
種別 割の 税率 の特 例	1 電気・天然ガス（R30年排出ガス基準適合又はR21年排出ガス基準10%低減）	
	2 ★★★★★かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車	
	3 ★★★★★かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車	

」

に改める。

別表第59号様式の2及び第59号様式の3を次のように改める。

第 5 9 号様式の 2

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

次のとおり申告(報告)及び申請します。

納税(報告)義務者	所有者	住所又は所在地 〒□□□□-□□□□□□	所有形態 1 自己所有 5 その他()	種別 原動機付自転車 □ 第一種 一般原付(0.08L以下) 648cc以下) □ 第二種 特定原付(0.08L以下) 648cc以下) □ 第三種 乙(0.09L以下120.84cc以下) □ 第四種 甲(0.125L以下141.04cc以下) □ ミニカー	別 小型特殊自動車 □ 農耕作業用 □ その他()	標識番号 納税義務発生 年 月 日 旧標識番号	年 月 日			
	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 生年月日 年 月 日 電話番号	1 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2 川崎市 区 ()						3 商品車 ()	4 リース車	
	使用者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 生年月日 年 月 日 電話番号						車名 型式及び年式 型式認定番号 総排気量又は定格出力 L kW 長さ 幅 最高速度 km/h	型年式	
	届出者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 電話番号						販売 上記 □原動機付自転車(特定原付を除く。)・□特定原付・□小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号		
標識番号を変更する場合は、その理由 □ 毀損 □ 亡失 □ 摩滅 □ その他()										

第 5 9 号 様 式 の 3

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

次のとおり申告及び標識の返納をします。

納税者(申告義務者)	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又 は 名 称	〒□□□□-□□□□				住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又 は 名 称	〒□□□□-□□□□							
	生年月日	年	月	日	電話番号	生年月日	年	月	日	電話番号				
	明・大・昭・平・令													
	明・大・昭・平・令													
届出者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又 は 名 称	盗難届出				届出年月日	年	月	日	被害年月日	年	月	日	
	届出警察署										警察署			
	受理番号										交番・駐在所			
	電話番号													

申告の理由	種 別	標 識 番 号	年 月 日
廃 車	原動機付自転車		
☐ 廃棄 ☐ 譲渡 ☐ 転出 ☐ 盗難・紛失 ☐ その他 ()	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()		
	小型特殊自動車		

主たる定置場	1 左記所有者の住所又は所在地と同じ											
車 名	2 川崎市 区											
車 台 番 号	型 式 認 定 番 号	型 式	年 式	原動機の型式番号								
長 さ	幅	最高速度		総排気量又は定格出力								
cm	cm	km/h		kW								
標識返納の有無	標識返納がない場合、その理由											
1 有	イ 盗 難											
2 無	ロ 紛 失											
ハ 破 損												
ニ その他()												
【具体的に:												

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、別表第59号様式の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第45号

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（平成19年川崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第10条～第20条）

第2節 仲卸業者（第21条～第32条）

第3節 売買参加者（第33条～第36条）

第4節 関連事業者（第37条～第45条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第46条～第70条）

第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法（第71条・第72条）

第5章 市場施設の利用（第73条～第83条）

第6章 市場運営審議会（第84条～第89条）

第7章 雑則（第90条～第92条）

附 則

第85条第2項及び第3項中「委員」の次に「及び議事に関係のある臨時委員」を加える。

第91条を第92条とし、第90条を第91条とし、第89条を第90条とする。

第6章中第88条を第89条とし、第87条を第88条とする。第86条の次に次の1条を加える。

(部会)

第87条 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が審議会に諮って指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のう

ちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

- 5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。様式目次中「第89条」を「第90条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第46号

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則

川崎市火災予防規則（昭和48年川崎市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第4項第2号」を「第3項第2号本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第47号

川崎市福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則

（川崎市福祉事務所長委任規則の一部改正）

第1条 川崎市福祉事務所長委任規則（昭和47年川崎市規則第24号）の一部を次のように改正する。

本則第1号イ中「「省令」を「この号において「命令」に改め、同号ウ及びツ中「省令」を「命令」に改める。

（川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部改正）

第2条 川崎市結核児童療育給付事務取扱細則（昭和47年川崎市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」を「「命令」に改める。

第2条及び第3条第2項中「省令」を「命令」に改める。

（川崎市児童相談所長委任規則の一部改正）

第3条 川崎市児童相談所長委任規則（昭和47年川崎市規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「「省令」を「「命令」に改め、本則第4号及び第26号中「省令」を「命令」に改める。

（川崎市児童福祉法施行細則の一部改正）

第4条 川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」を「「命令」に改める。

第7条の4、第7条の5第1項、第7条の7第1項、

第9条の5、第9条の6第1項、第9条の8第1項、第9条の17、第12条、第13条第2項、第17条第1項、第18条の5第2項及び第19条第2項中「省令」を「命令」に改める。

第20条中「省令」を「命令」に改め、「及び第51条の2」を削る。

第22条中「省令」を「命令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市生活保護法施行細則及び川崎市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金に関する事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第48号

川崎市生活保護法施行細則及び川崎市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金に関する事務取扱細則の一部を改正する規則

(川崎市生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 川崎市生活保護法施行細則(昭和47年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第4項」を「同条第4項若しくは第5項」に改める。

第22条第2項中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

第23条中「第15条」を「第15条第1項」に、「申請書」を「届書」に改める。

(川崎市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金に関する事務取扱細則の一部改正)

第2条 川崎市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金に関する事務取扱細則(平成20年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第4項」を「同条第4項若しくは第5項」に改める。

第22条第2項中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

第23条中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第49号

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則(平成12年川崎市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第8項中「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令」に、「請求省令」を「命令」に改める。

第11条第7項及び第12条第7項中「請求省令」を「命令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第50号

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子保健法施行細則(昭和62年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」を「「府令」に改める。

第25条第2項、第35条、第37条第2号及び第3号並びに第38条中「省令」を「府令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第51号

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」を「「府令」に改める。

第2条第1項第2号の表中「第3条第9号」を「第3条第10号」に改める。

第19条から第21条までの規定中「省令」を「府令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

川崎市告示第346号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和5年6月30日

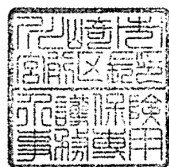
川崎市長 福田 紀彦

1 介護保険事務専用区長印

- (1) 使用開始日 令和5年 7月 1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 59
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数

宮前区役所地域まもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課 1個

- (6) 印 影



川崎市告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第352号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和5年7月3日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	

14	二子 第103号線	高津区 諏訪3丁目	297番	2先	
		高津区 二子3丁目	411番	先	
15	新作 第138号線	高津区 新作2丁目	1507番	30先	
		高津区 新作2丁目	1507番	26先	
16	初山 第8号線	宮前区 初山2丁目	828番	9先	
		宮前区 初山2丁目	828番	18先	
17	栗谷 第131号線	多摩区 栗谷3丁目	6148番	2先	
		多摩区 栗谷3丁目	6146番	1先	
18	菅稲田堤 第103号線	多摩区 菅稲田堤2丁目	3129番	1先	
		多摩区 菅稲田堤2丁目	3224番	8先	
		以下余白			

川崎市告示第353号

道路区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月3日から令和5年7月18日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起 点		敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
		終 点				
14	二子 第103号線	高津区 諏訪3丁目	297番 2先	5.19 ～ 5.49	92.28	
		高津区 二子3丁目	411番 先			
15	新作 第138号線	高津区 新作2丁目	1507番 30先	6.00	24.93	
		高津区 新作2丁目	1507番 26先			
16	初山 第8号線	宮前区 初山2丁目	828番 9先	6.00	34.99	
		宮前区 初山2丁目	828番 18先			
17	栗谷 第131号線	多摩区 栗谷3丁目	6148番 2先	5.50	48.91	
		多摩区 栗谷3丁目	6146番 1先			
18	菅稲田堤 第103号線	多摩区 菅稲田堤2丁目	3129番 1先	6.00 ～ 6.41	75.66	
		多摩区 菅稲田堤2丁目	3224番 8先			
		以下余白				

川崎市告示第354号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和5年7月3日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月3日から令和5年7月18日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
14	二子 第103号線	高津区 諏訪3丁目	297番 2先	
		高津区 二子3丁目	411番 先	
15	新作 第138号線	高津区 新作2丁目	1507番 30先	
		高津区 新作2丁目	1507番 26先	
16	初山 第8号線	宮前区 初山2丁目	828番 9先	
		宮前区 初山2丁目	828番 18先	
17	栗谷 第131号線	多摩区 栗谷3丁目	6148番 2先	
		多摩区 栗谷3丁目	6146番 1先	
18	菅稲田堤 第103号線	多摩区 菅稲田堤2丁目	3129番 1先	
		多摩区 菅稲田堤2丁目	3224番 8先	
		以下余白		

川崎市告示第355号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和5年7月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
19	千年 第106号線	高津区 千年	322番 16先	
		高津区 千年	324番 2 先	
20	白鳥 第33号線	麻生区 白鳥2丁目	1078番 1 先	
		麻生区 白鳥2丁目	1078番 3 先	
		以下余白		

川崎市告示第356号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、

第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年7月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第357号

救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用（令和元年川崎市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月5日

川崎市長 福田 紀彦

1の(6)のア及びイを次のように改める。

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

(イ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の

修理が必要な部分 に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり5万円以内とすること。

(ウ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

(イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

a bに掲げる世帯以外の世帯 70万6,000円

b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 34万3,000円

(ウ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了するものとする。

1の(6)のウを削る。

2の(1)のアの(ア)中「2万3,600円」を「2万3,300円」に改める。

2の(1)のアの(イ)中「1万7,900円」を「1万7,700円」に改める。

2の(1)のアの(エ)中「1万8,100円」を「1万7,900円」に改める。

2の(1)のアの(オ)中「1万4,100円」を「1万4,200円」に改める。

2の(1)のアの(カ)中「1万6,200円」を「1万6,000円」に改める。

2の(1)のアの(ク)中「1万5,300円」を「1万5,100円」に改める。

2の(1)のアの(ケ)中「1万5,800円」を「1万5,600円」に改める。

2の(1)のアの(コ)中「2万5,600円」を「2万7,500円」に改める。

2の(1)のアの(サ)中「2万7,400円」を「2万8,700円」

に改める。

2の(1)のアの(シ)中「2万8,000円」を「3万円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市告示第358号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月5日から令和5年7月20日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月5日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	宿河原第114号線	川崎市多摩区宿河原3丁目2005番3先 川崎市多摩区宿河原3丁目2005番20先	4.00	21.07	
新	宿河原第114号線	川崎市多摩区宿河原3丁目2005番3先 川崎市多摩区宿河原3丁目2005番20先	4.00	21.07	関係図面のとおり

川崎市告示第359号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月5日から令和5年7月20日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月5日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	岡上第40号線	川崎市麻生区岡上3丁目682番7先 川崎市麻生区岡上3丁目682番7先	10.00	15.02	
新	岡上第40号線	川崎市麻生区岡上682番4先 川崎市麻生区岡上682番4先	10.00 ～ 10.56	15.02	

川崎市告示第360号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月5日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月5日から令和5年7月20日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月5日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
岡上第40号線	川崎市麻生区岡上682番4先 川崎市麻生区岡上682番4先	

川崎市告示第361号

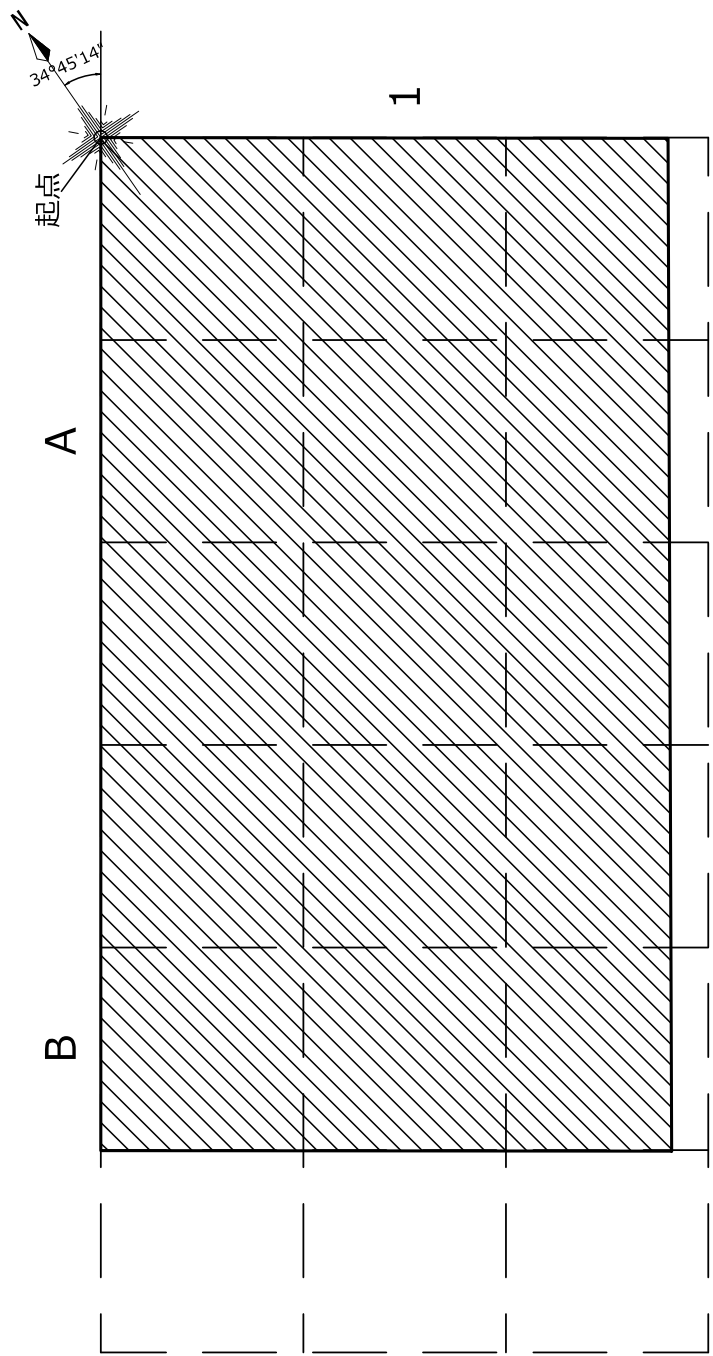
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年7月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市川崎区塩浜3丁目24番55
- 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号 までの該当の有無
該当無し



【起点】
起点は、神奈川県川崎市川崎区塩浜3丁目24番55の最北端の
鉾としました。

【格子の回転角度】
起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと
平行して10m間隔で引いた線を35度45分15秒回転させて得られた線により、
調査対象地を区画しました。

凡例	
☐	対象地（敷地境界）
☐	単位区画
☒	指定する区域

別図

川崎市告示第362号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和5年6月12日招集の令和5年第3回川崎市議会定例会において、令和5年6月29日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和5年7月6日

川崎市長 福田紀彦

令和5年度川崎市一般会計補正予算

令和5年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市病院事業会計補正予算

令 和 5 年 度 川 崎 市
一 般 会 計 補 正 予 算
(そ の 2)

議案第 1 1 2 号

令和 5 年度川崎市一般会計補正予算

令和 5 年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,078,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 875,426,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		169,113,096 ^{千円}	1,744,110 ^{千円}	170,857,206 ^{千円}
	2 国 庫 補 助 金	39,401,541	1,744,110	41,145,651
18 県 支 出 金		42,100,083	474,727	42,574,810
	2 県 補 助 金	11,052,506	474,727	11,527,233
21 繰 入 金		89,205,624	89,203	89,294,827
	1 基 金 繰 入 金	86,233,569	89,203	86,322,772
24 市 債		65,706,000	△ 230,000	65,476,000
	1 市 債	65,706,000	△ 230,000	65,476,000
歳 入 合 計		873,348,587	2,078,040	875,426,627

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		56,797,796 ^{千円}	10,386 ^{千円}	56,808,182 ^{千円}
	2 総 務 管 理 費	17,395,944	10,386	17,406,330
3 市 民 文 化 費		8,539,345	2,228	8,541,573
	1 市 民 文 化 費	8,539,345	2,228	8,541,573
4 こ ど も 未 来 費		137,510,173	334,294	137,844,467
	1 こ ど も 青 少 年 費	47,606,078	48,979	47,655,057
	2 こ ど も 支 援 費	89,904,095	285,315	90,189,410
5 健 康 福 祉 費		188,793,770	821,149	189,614,919
	1 健 康 福 祉 費	15,199,903	898,857	16,098,760
	12 施 設 整 備 費	3,784,250	△ 77,708	3,706,542
6 環 境 費		38,960,620	423,128	39,383,748
	1 環 境 管 理 費	3,396,590	423,128	3,819,718
7 経 済 労 働 費		25,631,080	120,618	25,751,698
	1 産 業 経 済 費	1,004,541	16,400	1,020,941
	2 商 工 業 費	687,644	68,643	756,287
	3 中 小 企 業 支 援 費	22,292,513	10,000	22,302,513
	5 労 政 費	1,434,604	25,575	1,460,179
10 ま ち づ く り 費		19,519,618	△ 253,526	19,266,092
	3 整 備 事 業 費	8,402,597	198,700	8,601,297
	5 住 宅 費	8,724,270	△ 452,226	8,272,044
11 区 役 所 費		18,462,490	5,379	18,467,869
	1 区 政 振 興 費	13,699,363	5,379	13,704,742
12 消 防 費		16,686,768	29,919	16,716,687
	1 消 防 費	16,686,768	29,919	16,716,687
13 教 育 費		115,566,499	584,465	116,150,964
	6 社 会 教 育 費	3,280,409	5,038	3,285,447
	7 体 育 保 健 費	12,722,001	554,138	13,276,139
	8 教 育 施 設 費	14,710,759	25,289	14,736,048
歳 出 合 計		873,348,587	2,078,040	875,426,627

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
川崎市民プラザ耐震対策等検討支援業務委託経費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 21,274
公立保育所耐震対策設計委託経費	令和6年度	11,340
いこいの家耐震対策設計委託経費	令和6年度	9,481
特別養護老人ホーム等大規模補修事業費	令和6年度	81,768

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
LED化推進事業費 (ESCO事業)	令和6年度から 令和10年度まで	千円 63,090	令和6年度から 令和10年度まで	千円 146,547
船舶新造事業費	令和5年度から 令和6年度まで	512,324	令和5年度から 令和6年度まで	624,442
令和5年度公営住宅 整備事業費	令和6年度	1,192,326	令和6年度から 令和7年度まで	1,399,624

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
こ ど も 支 援 事 業	295,000	3,000	298,000
施 設 整 備 事 業	2,188,000	△ 78,000	2,110,000
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 事 業	421,000	122,000	543,000
公 営 住 宅 整 備 事 業	2,524,000	△ 297,000	2,227,000
区 役 所 施 設 整 備 事 業	734,000	4,000	738,000
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	5,444,000	16,000	5,460,000
合 計	11,606,000	△ 230,000	11,376,000

地 方 債 総 合 計	65,706,000	△ 230,000	65,476,000
-------------	------------	-----------	------------

補正予算に関する説明書

- 1 歳入歳出補正予算事項別明細書
- 2 債務負担行為補正に関する調書
- 3 地方債補正に関する調書

1 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歲 入

(単位 千円)

科 目		既 定 額	補 正 額	計	節		説 明		
款 項	目				区 分	金 額			
17	国 庫 支 出 金	169,113,096	1,744,110	170,857,206					
	2	国 庫 補 助 金	39,401,541	1,744,110	41,145,651				
		1 総 務 費 国 庫 補 助 金	981,561	10,386	991,947	1 総 務 管 理 費 補 助	10,386	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率10/10)	10,386
		2 市 民 文 化 費 国 庫 補 助 金	47,226	2,228	49,454	1 市 民 文 化 費 補 助	2,228	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率10/10)	2,228
		3 こども未来費国庫補助金	7,466,013	321,278	7,787,291	1 こども青少年費補助	321,278	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率10/10、予算補助)	321,278
		4 健康福祉費国庫補助金	15,836,892	429,702	16,266,594	1 健康 福 祉 費 補 助	429,702	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (予算補助)	429,702
		5 環 境 費 国 庫 補 助 金	3,483,376	282,238	3,765,614	1 環 境 管 理 費 補 助	282,238	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率10/10、予算補助)	11,100
		6 経済労働費国庫補助金	357,143	120,618	477,761	1 産 業 経 済 費 補 助	120,618	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率10/10)	271,138
		9 まちづくり費国庫補助金	4,194,209	18,484	4,212,693	3 整 備 事 業 費 補 助	198,700	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率10/10)	120,618
						5 住 宅 費 補 助	△ 180,216	公営住宅整備事業費補助 (補助率1/2)	△ 180,216
		12 教育費国庫補助金	591,420	559,176	1,150,596	1 教育総務費補助	559,176	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率10/10)	559,176
18	県 支 出 金	42,100,083	474,727	42,574,810					
	2	県 補 助 金	11,052,506	474,727	11,527,233				
		3 こども未来費県補助金	4,369,033	5,572	4,314,605	2 こども支援費補助	5,572	児童養護施設等物価高騰対応支援事業費補助 (予算補助)	5,572
		4 健康福祉費県補助金	5,836,906	469,155	6,306,061	5 健康福祉費補助	469,155	福祉施設等光熱費等支援補助 (補助率10/10)	469,155
21	繰 入 金	89,205,624	89,203	89,294,827					
	1	基 金 繰 入 金	86,233,569	89,203	86,322,772				
		1 総 務 費 基 金 繰 入 金	84,131,050	64,213	84,195,263	1 総務管理費基金繰入金	64,213	財政調整基金繰入金	64,213
		6 まちづくり費基金繰入金	1,742,451	24,990	1,767,441	2 住 宅 費 基 金 繰 入 金	24,990	市営住宅等修繕基金繰入金	24,990
24	市 債	65,706,000	△ 230,000	65,476,000					
	1	市 債	65,706,000	△ 230,000	65,476,000				
		3 こども未来債	1,941,000	3,000	1,944,000	2 こども支援債	3,000	保育事業債	3,000
		4 健康福祉債	3,851,000	△78,000	3,773,000	2 施設整備債	△78,000	施設整備債	△78,000
		5 環 境 債	18,262,000	122,000	18,384,000	1 環 境 管 理 債	122,000	再生可能エネルギー推進事業債	122,000
		9 ま ち づ く り 債	6,044,000	△ 297,000	5,747,000	4 住 宅 債	△ 297,000	公営住宅整備事業債	△ 297,000
		10 区 役 所 債	734,000	4,000	738,000	1 区 政 振 興 債	4,000	区役所施設整備事業債	4,000
		12 教 育 債	8,887,000	16,000	8,903,000	2 教 育 施 設 債	16,000	義務教育施設整備事業債	16,000
歳 入 合 計		873,348,587	2,078,040	875,426,627					

歳 出

(単位 千円)

科 目		既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		節		目 の 説 明
款 項	目				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	総 務 費	56,797,796	10,386	56,808,182	10,386	—			
	2 経 務 管 理 費	17,395,944	10,386	17,406,330	10,386	—			
	7 情 報 管 理 費	5,105,826	10,386	5,116,212	国 庫 支 出 金 10,386	—	11 役 務 費 12 委 託 料	6,756 3,630	電子市役所整備事業費 公衆無線LAN整備事業費 10,386
3	市 民 文 化 費	8,539,345	2,228	8,541,573	2,228	—			
	1 市 民 文 化 費	8,539,345	2,228	8,541,573	2,228	—			
	2 地域安全対策費	825,703	2,228	827,931	国 庫 支 出 金 2,228	—	18 負担金補助及 び交付金	2,228	地域の安全対策事業費 防犯対策事業費 2,228
4	こ ども 未 来 費	137,510,173	334,294	137,844,467	329,850	4,444			
	1 こども青少年費	47,606,078	48,979	47,655,057	48,979	—			
	1 こども青少年総務費	6,786,406	43,785	6,830,191	国 庫 支 出 金 43,785	—	18 負担金補助及 び交付金	43,785	私立幼稚園事業補助金 43,785
	2 子育て支援事業費	4,083,831	667	4,084,498	国 庫 支 出 金 667	—	12 委 託 料	667	子育て環境づくり推進事業費 667
	4 青少年事業費	4,768,449	4,527	4,772,976	国 庫 支 出 金 4,527	—	12 委 託 料	4,527	青少年施設運営費 こども文化センター・わくわくプラザ運営費 4,527
	2 こども支援費	89,904,095	285,315	90,189,410	280,871	4,444			
	1 こども支援事業費	5,542,930	11,341	5,554,271	国 庫 支 出 金 5,769 県 支 出 金 5,572 計 11,341	—	19 扶 助 費 21 補償補給及び 賠償金	10,725 616	民間児童福祉施設措置児童施設改善及び施設振興費 11,341
	2 保育事業費	83,268,582	273,974	83,542,556	国 庫 支 出 金 266,530 市 債 3,000 計 269,530	4,444	10 需 用 費 12 委 託 料 19 扶 助 費	10,123 7,964 255,887	公立保育所運営費 民間保育所入所児童処遇改善費及び施設振興費 認可外保育施設設置事業費 病児・病後児保育事業費 地域型給付等事業費 施設型給付等事業費 認定こども園給付事業費(市加算) 幼稚園給付事業費(市加算) 公立保育所整備費 10,123 201,504 18,218 520 8,210 27,855 23,863 4,092 7,444
5	健 康 福 祉 費	188,793,770	821,149	189,614,919	820,857	282			
	1 健 康 福 祉 費	15,199,903	898,857	16,098,760	898,857	—			
	1 健康福祉総務費	15,199,903	898,857	16,098,760	国 庫 支 出 金 429,702 県 支 出 金 469,155 計 898,857	—	10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 18 負担金補助及 び交付金	148 805 38,500 850,404	福祉施設等物価高騰対策事業費 898,857
	12 施設整備費	3,784,250	△77,708	3,706,542	△78,000	282			
	1 施設整備費	2,354,006	△77,708	2,276,298	市 債 △78,000	282	12 委 託 料 14 工事請負費	3,135 △80,843	社会福祉施設整備費 老人福祉施設整備費 いこいの家等大規模補修工事費 特別介護老人ホーム等大規模補修工事費 △77,708
6	環 境 費	38,960,620	423,128	39,383,748	404,238	18,890			
	1 環 境 管 理 費	3,396,590	423,128	3,819,718	404,238	18,890			
	2 脱炭素推進費	2,130,062	423,128	2,553,190	国 庫 支 出 金 282,238 市 債 122,000 計 404,238	18,890	12 委 託 料	423,128	環境エネルギー推進事業費 環境エネルギー対策推進事業費 太陽光発電設備導入支援事業費 423,128 412,028 11,100
7	経 済 労 働 費	25,631,080	120,618	25,751,698	120,618	—			
	1 産 業 経 済 費	1,004,541	16,400	1,020,941	16,400	—			
	1 産業経済総務費	893,372	16,400	909,772	国 庫 支 出 金 16,400	—	8 旅 費 12 委 託 料	1,400 15,000	国際経済交流事業費 国際経済推進事業費 16,400
	2 商 工 振 興 費	687,644	68,643	756,287	68,643	—			
	1 商業振興費	323,014	68,643	391,657	国 庫 支 出 金 68,643	—	18 負担金補助及 び交付金	68,643	商業振興事業費 商業力強化事業費 商店街活性化・まちづくり運動事業費 観光事業費 観光振興事業費 61,275 27,344 33,931 7,368

歳 出

科 目		既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		節		目 の 説 明
款 項	目				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	中 小 企 業 支 援 費	22,292,513	10,000	22,302,513	10,000	—			
	1 中 小 企 業 支 援 費	712,037	10,000	722,037	国 庫 支 出 金 10,000	—	18 負担金補助及 び交付金	10,000	中小企業支援事業費 中小企業経営革新支援事業費 10,000
5	労 政 費	1,434,604	25,575	1,460,179	25,575	—			
	1 雇用労働福祉費	1,434,604	25,575	1,460,179	国 庫 支 出 金 25,575	—	12 委 託 科	25,575	労働福祉事業費 勤労者福祉対策事業費 就業支援事業費 25,575 20,775 4,800
10	ま ち づ くり 費	19,519,618	△ 253,526	19,266,092	△ 253,526	—			
	3 整 備 事 業 費	8,402,597	198,700	8,601,297	198,700	—			
	5 都心地区整備事業 費	2,752,450	198,700	2,951,150	国 庫 支 出 金 198,700	—	12 委 託 科 14 工事請負費 18 負担金補助及 び交付金	76,000 99,700 23,000	川崎駅周辺総合整備事業費 198,700
	5 住 宅 費	8,724,270	△ 452,226	8,272,044	△ 452,226	—			
	2 市営住宅管理費	6,469,632	24,990	6,494,622	繰 入 金 24,990	—	22 償還金利子及 び割引料	24,990	市営住宅管理経費 24,990
	3 公営住宅整備費	1,976,187	△ 477,216	1,498,971	国 庫 支 出 金 △ 180,216 市 債 △ 297,000 計 △ 477,216	—	12 委 託 科 14 工事請負費	△ 3,288 △ 473,928	公営住宅整備事業費 真福寺住宅建設事業費 (令和5～7年度事業 69戸) 公営住宅整備事業事務経費 △ 477,216
11	区 役 所 費	18,462,490	5,379	18,467,869	4,000	1,379			
	1 区 政 振 興 費	13,699,363	5,379	13,704,742	4,000	1,379			
	1 区 政 総 務 費	5,912,704	5,379	5,918,083	市 債 4,000	1,379	12 委 託 科	5,379	区政事業費 区役所施設整備費 5,379
12	消 防 費	16,686,768	29,919	16,716,687	—	29,919			
	1 消 防 費	16,686,768	29,919	16,716,687	—	29,919			
	3 消 防 施 設 費	1,556,905	29,919	1,586,824	—	29,919	21 補償補填及び 賠償金	29,919	耐震性貯水施設設置事業費 29,919
13	教 育 費	115,566,499	584,465	116,150,964	575,176	9,289			
	6 社 会 教 育 費	3,280,409	5,038	3,285,447	5,038	—			
	5 図 書 館 費	918,079	5,038	923,117	国 庫 支 出 金 5,038	—	13 使用料及び賃 借料	5,038	運営管理費 図書館IT化推進事業費 5,038
	7 体 育 保 健 費	12,722,001	554,138	13,276,139	554,138	—			
	3 学校給食の買入れ 費	5,819,890	554,138	6,374,028	国 庫 支 出 金 554,138	—	12 委 託 科	554,138	学校給食の買入れ費 554,138
	8 教 育 施 設 費	14,710,739	25,289	14,736,048	16,000	9,289			
	2 義務教育施設整備 費	9,185,002	25,289	9,210,291	市 債 16,000	9,289	12 委 託 科	25,289	義務教育施設整備事業費 学校防災機能整備事業費 25,289
歳 出 合 計		873,348,587	2,078,040	875,426,627	2,013,827	64,213			

2 債務負担行為補正で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末		令 和 5 年 度 以 降		左 の 財 源 内 訳				備 考	
		ま での 支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
川崎市民プラザ耐震対策等 検 討 支 援 業 務 委 託 経 費	21,274	-	-	令5～6	21,274	-	-	-	21,274	執行見込額	21,274
公 立 保 育 所 耐 震 対 策 設 計 委 託 経 費	11,340	-	-	令6	11,340	-	9,000	-	2,340	執行見込額	16,200
い こ い の 家 耐 震 対 策 設 計 委 託 経 費	9,481	-	-	令6	9,481	-	7,000	-	2,481	執行見込額	13,541
特別養護老人ホーム等 大 規 模 補 修 事 業 費	81,768	-	-	令6	81,768	-	65,000	-	16,768	執行見込額	140,532
L E D 化 推 進 事 業 費 (E S C O 事 業)	146,547	-	-	令6～10	146,547	-	-	-	146,547	執行見込額	923,857
船 舶 新 造 事 業 費	624,442	-	-	令5～6	624,442	-	467,000	157,442	-	執行見込額	672,842
令和5年度公営住宅整備事業費	1,399,624	-	-	令6～7	1,399,624	586,270	806,000	7,354	-	執行見込額	1,722,516

3 地方債補正の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	令和3年度末現在高	令和4年度末 現在高見込額	令和5年度中増減見込み		令和5年度末 現在高見込額
			年度中起債見込額	年度中元金償還見込額	
1 普 通 債	813,026,495	896,684,055	65,476,000	33,152,440	929,007,615
こ ども 未 来 債	22,551,305	24,444,644	1,944,000	194,850	26,193,794
健 康 福 祉 債	44,271,808	44,974,396	3,773,000	2,392,315	46,355,081
環 境 債	44,890,154	55,256,428	18,384,000	2,385,787	71,254,641
ま ち づ くり 債	117,048,263	122,444,213	5,747,000	3,797,991	124,393,222
区 役 所 債	7,739,950	7,702,248	738,000	310,682	8,129,566
教 育 債	152,474,148	166,221,225	8,903,000	4,557,960	170,566,265
合 計	1,035,876,752	1,112,620,137	65,476,000	40,365,775	1,137,730,362

令 和 5 年 度 川 崎 市

競 輪 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

議案第113号

令和5年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

令和5年度川崎市の競輪事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,573千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,207,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 入 金		585,707 ^{千円}	180,573 ^{千円}	766,280 ^{千円}
	1 基 金 繰 入 金	585,707	180,573	766,280
歳 入 合 計		26,026,711	180,573	26,207,284

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 競 輪 事 業 費		25,675,665 ^{千円}	180,573 ^{千円}	25,856,238 ^{千円}
	3 競 輪 場 整 備 費	617,512	180,573	798,085
歳 出 合 計		26,026,711	180,573	26,207,284

補正予算に関する説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(単位 千円)

科 目		既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
2	繰 入 金	585,707	180,573	766,280			
	1 基 金 繰 入 金	585,707	180,573	766,280			
	1 競輪施設等整備事業基金繰入金	585,706	180,573	766,279	1 競輪施設等整備事業基金繰入金	180,573	競輪施設等整備事業基金繰入金 180,573
歳 入 合 計		26,026,711	180,573	26,207,284			

歳 出

(単位 千円)

科 目		既 定 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		目 の 説 明
款 項	目				特定財源	繰 入 金	区 分	金 額	
1	競 輪 事 業 費	25,675,665	180,573	25,856,238		180,573	—		
	3 競 輪 場 整 備 費	617,512	180,573	798,085		180,573	—		
	1 宮 繕 費	617,512	180,573	798,085	基金繰入金 180,573	—	12 委 託 料 14 工事請負費	340 180,233	競輪場整備宮繕費 180,573
歳 出 合 計		26,026,711	180,573	26,207,284		180,573	—		

令 和 5 年 度 川 崎 市
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

議案第 1 1 4 号

令和 5 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 5 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,073,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 市 債		1,025,000 千円	13,000 千円	1,038,000 千円
	1 市 債	1,025,000	13,000	1,038,000
歳 入	合 計	4,060,102	13,000	4,073,102

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港 湾 整 備 事 業 費		3,057,121 千円	13,000 千円	3,070,121 千円
	2 整 備 費	2,630,148	13,000	2,643,148
歳 出	合 計	4,060,102	13,000	4,073,102

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
東 扇 島 コ ン テ ナ ターミナル整備事業費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 594,000	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	千円 713,000

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
東 扇 島 コ ン テ ナ 機 能 施 設 整 備 事 業	千円 1,025,000	千円 13,000	千円 1,038,000

補正予算に関する説明書

- 1 歳入歳出補正予算事項別明細書
- 2 債務負担行為補正に関する調書
- 3 地方債補正に関する調書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(単位 千円)

科 目		既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
8	市 債	1,025,000	13,000	1,038,000			
1	市 債	1,025,000	13,000	1,038,000			
	1 港湾整備事業債	1,025,000	13,000	1,038,000	1 港湾整備事業債	13,000	東扇島コンテナ機能施設整備事業債 13,000
歳 入 合 計		4,060,102	13,000	4,073,102			

歳 出

(単位 千円)

科 目		既 定 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節	目 の 説 明
款 項	目				特定財源	繰 入 金	区 分	金 額
1	港湾整備事業費	3,057,121	13,000	3,070,121	13,000	—		
2	整備費	2,630,148	13,000	2,643,148	13,000	—		
	2 東扇島コンテナ機能施設整備費	2,035,212	13,000	2,048,212	市 債 13,000	—	14 工事請負費	13,000 東扇島コンテナ事業費 東扇島コンテナターミナル整備費 13,000
歳 出 合 計		4,060,102	13,000	4,073,102	13,000	—		

2 債務負担行為補正で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和 4 年 度 末 ま で		令 和 5 年 度 以 降		左 の 財 源 内 訳				備 考
		の 支 出 (見 込) 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			繰 入 金	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
東 扇 島 コンテナターミナル 整 備 事 業 費	713,000	-	-	令6～7	713,000	-	713,000	-	-	執行見込額 792,000

3 地方債補正の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	令和3年度末現在高	令和4年度末現在高見込額	令和5年度中増減見込み		令和5年度末現在高見込額
			年 度 中 起 債 見 込 額	年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
港 湾 整 備 事 業 債	3,758,180	4,381,067	1,038,000	145,795	5,273,272

令 和 5 年 度 川 崎 市
病 院 事 業 会 計 補 正 予 算

議案第 1 1 5 号

令和 5 年度川崎市病院事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度川崎市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 5 年度川崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

(2) 主要な建設改良事業

イ 施設改良工事	1,160,941 千円	△32,717 千円	1,128,224 千円
----------	--------------	------------	--------------

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,395,775 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,395,758 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35,274 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 2,360,501 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35,084 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 2,360,674 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

	収	入	
--	---	---	--

第 1 款 病院事業 資本的収入	8,043,560 千円	△32,700 千円	8,010,860 千円
---------------------	--------------	------------	--------------

第 1 項 企業債	5,910,500 千円	△32,700 千円	5,877,800 千円
-----------	--------------	------------	--------------

支 出

第1款 病院事業 10,439,335 千円 △32,717 千円 10,406,618 千円
資本的支出

第1項 建設改良費 6,085,522 千円 △32,717 千円 6,052,805 千円
(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び
限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
多摩病院非常用発電設備制御盤 改修工事関連経費	令和6年度から 令和7年度まで	32,717 千円

(企 業 債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
1 病 院 事 業	千円 5,910,500	千円 △32,700	千円 5,877,800

令和5年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令 和 5 年 度 川 崎 市 病 院 事 業 会 計
補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

令和5年度 川崎市病院 事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 病院事業資本的収入	1 企 業 債		8,043,560	△ 32,700	8,010,860	
			5,910,500	△ 32,700	5,877,800	
		1 企 業 債	5,910,500	△ 32,700	5,877,800	病院事業債の減

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 病院事業資本的支出	1 建 設 改 良 費		10,439,335	△ 32,717	10,406,618	
			6,085,522	△ 32,717	6,052,805	
		2 改 良 費	1,160,941	△ 32,717	1,128,224	施設改良に要する費用の減

令和5年度 川崎市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は損失)	△ 1,455,608
減価償却費	2,758,635
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	130,480
賞与引当金の増減額 (△は減少)	104,983
長期前受金戻入額	△ 1,304,369
資本費繰入収益額	△ 488,249
受取利息配当金	△ 50
支払利息及び企業債取扱諸費	634,572
固定資産除却損	105,304
固定資産売却益	△ 2
固定資産売却損	1
未収金の増減額 (△は増加)	684,009
未払金の増減額 (△は減少)	△ 646,459
未払費用の増減額 (△は減少)	△ 285,120
たな卸資産の増減額 (△は増加)	<u>845</u>
小計	238,972
利息及び配当金の受取額	50
利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u>△ 637,805</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 398,783

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 6,282,977
有形固定資産の売却による収入	4
県補助金による収入	2
寄附金による収入	2
一般会計からの繰入金等による収入	<u>2,621,303</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,661,666

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	11,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 11,000,000
リース債務の返済による支出	△ 79,870
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	5,877,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 4,353,813</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,444,117

資金減少額	2,616,332
資金期首残高	<u>8,244,205</u>
資金期末残高	5,627,873

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	令 和 4 年 度 末 ま で の 支 払 額		令 和 5 年 度 以 降 の 支 払 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	負 担 金	自 己 資 金
多摩病院 非常用発電設備制御盤 改修工事関連経費	千円 32,717	—	千円 —	令和6年度から 令和7年度まで	千円 32,717	千円 32,500	千円 —	千円 217

令和5年度 川崎市病院事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア 土 地	6,719,714	
イ 建 物	81,876,032	
減価償却累計額	<u>△ 48,318,102</u>	33,557,930
ウ 構 築 物	2,323,719	
減価償却累計額	<u>△ 1,474,625</u>	849,094
エ 器 械 備 品	14,449,674	
減価償却累計額	<u>△ 10,199,841</u>	4,249,833
オ 車 両	30,064	
減価償却累計額	<u>△ 16,135</u>	13,929
カ リ ー ス 資 産	320,259	
減価償却累計額	<u>△ 199,251</u>	121,008
キ その他有形固定資産	56,802	
減価償却累計額	<u>△ 35,096</u>	21,706
ク 建 設 仮 勘 定	<u>1,251,674</u>	
有形固定資産合計		46,784,888
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 電 話 加 入 権	61	
イ 施 設 利 用 権	<u>1,289</u>	
無形固定資産合計		<u>1,350</u>
固定資産合計		46,786,238

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		5,627,873	
(2) 未 収 金	3,964,425		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 64,435</u>	3,899,990	
(3) 貯 蔵 品		<u>193,734</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>9,721,597</u>
資 産 合 計			<u>56,507,835</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債			
ア 建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	<u>39,166,762</u>		
企 業 債 合 計		39,166,762	
(2) リ ー ス 債 務		49,470	
(3) 引 当 金			
ア 退職給付引当金	<u>5,530,791</u>		
引 当 金 合 計		<u>5,530,791</u>	
固 定 負 債 合 計			44,747,023

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債			
ア 建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	<u>4,591,766</u>		
企 業 債 合 計		4,591,766	
(2) リ ー ス 債 務		65,233	
(3) 未 払 金		971,805	

(4) 未 払 費 用	562,379	
(5) 引 当 金		
ア 賞 与 引 当 金	<u>1,098,474</u>	
引 当 金 合 計	1,098,474	
(6) そ の 他 流 動 負 債	<u>184,670</u>	
流 動 負 債 合 計		7,474,327
5 繰 延 収 益		
長 期 前 受 金	21,937,700	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 19,534,556</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>2,403,144</u>
負 債 合 計		<u>54,624,494</u>
資 本 の 部		
6 資 本 金		15,825,753
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
ア 受 贈 財 産 評 価 額	41,615	
イ 補 助 金	24,148	
ウ 負 担 金	<u>2,415,924</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		2,481,687
(2) 欠 損 金		
ア 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>16,424,099</u>	
欠 損 金 合 計		<u>16,424,099</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 13,942,412</u>
資 本 合 計		<u>1,883,341</u>
負 債 資 本 合 計		<u>56,507,835</u>

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 貯蔵品 先入先出法による原価法による（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

(イ) 主な耐用年数

建物	5～47年
構築物	10～50年
器械備品	2～20年
車両	4～6年
その他有形固定資産	35年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

(ア) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

ウ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給（支払）見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、取得資産の付随費用として資産の取得価額に算入している。

2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ53,483千円である。

3 予定貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る一般会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は24,445,407千円である。

(2) ファイナンス・リース取引に係るリース債務

リース債務は、消費税及び地方消費税相当額を含んでいる。

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

川崎市病院事業会計は、川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院、川崎市立多摩病院の3病院を運営していることから、各病院を報告セグメントとしている。

各報告セグメントの事業の内容は以下のとおりである。

報告セグメント	事業の内容
川崎市立川崎病院	川崎市立川崎病院の運営 許可病床数 713床 (一般病床 663床、精神病床 38床、感染症病床 12床)
川崎市立井田病院	川崎市立井田病院の運営 許可病床数 383床 (一般病床 343床、結核病床 40床)
川崎市立多摩病院	川崎市立多摩病院の運営 (指定管理者制度による運営) 許可病床数 376床 (一般病床 376床)

(2) 報告セグメントごとの医業収益、医業費用、医業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

当事業年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

	川崎病院	井田病院	多摩病院	合 計
医業収益	21,879,546	9,279,778	1,089,272	32,248,596
医業費用	24,442,356	11,794,521	1,038,162	37,275,039
医業損益	△ 2,562,810	△ 2,514,743	51,110	△ 5,026,443
経常損益	△ 795,863	△ 1,246,768	408,939	△ 1,633,692
セグメント資産	29,584,254	12,566,485	14,357,096	56,507,835
セグメント負債	24,165,211	17,451,449	13,007,834	54,624,494
その他の項目				
収益的収入 他会計繰入金	3,428,985	1,679,997	717,738	5,826,720
(うち資本費繰入収益)	(314,452)	(173,797)	(—)	(488,249)
資本的収入 他会計繰入金	1,113,841	310,124	709,089	2,133,054
減価償却費	1,373,610	1,059,901	325,124	2,758,635
特別利益	6,047	17,563	351,933	375,543
特別損失	156,501	30,958	—	187,459
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	5,370,177	292,639	412,374	6,075,190

5 その他の注記

(1) 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務 65,233 千円

長期リース債務 49,470 千円

(2) 貸倒引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、債権の不納欠損による損失として10,644千円を処理するため、貸倒引当金10,644千円を取り崩す。

(3) 退職給付引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の退職手当として564,678千円を支給するため、退職給付引当金564,678千円を取り崩す。

(4) 賞与引当金の目的使用による取り崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当及び期末・勤勉手当支給に係る法定福利費として3,241,276千円を支給（支払）するため、賞与引当金993,491千円を取り崩す。

(5) 資金の管理

病院事業会計の資金を効率的に管理するため、病院局経営企画室において資金管理及び支払事務を行っている。

川崎市告示第363号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月7日から令和5年7月24日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	溝口 第101号線	川崎市高津区溝口 2丁目308番9先	1.21 ～	50.75	
		川崎市高津区溝口 2丁目308番1先	3.64		
新	溝口 第101号線	川崎市高津区溝口 2丁目308番6先	1.21 ～	50.75	関係図面のとおり
		川崎市高津区溝口 2丁目309番4先	25.84		
旧	溝口 第122号線	川崎市高津区溝口 2丁目308番7先	2.73	37.28	
		川崎市高津区溝口 2丁目308番7先			
新	溝口 第122号線	川崎市高津区溝口 2丁目305番7先	5.99 ～	37.28	関係図面のとおり
		川崎市高津区溝口 2丁目304番2先	22.79		

川崎市告示第364号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月7日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月7日から令和5年7月24日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
溝口 第101号線	川崎市高津区溝口2丁目308番6先	関係図面 のとおり
	川崎市高津区溝口2丁目309番4先	
溝口 第122号線	川崎市高津区溝口2丁目305番7先	関係図面 のとおり
	川崎市高津区溝口2丁目304番2先	

川崎市告示第365号

第1回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和5年7月11日

川崎市長 福田紀彦

1 日 時

令和5年7月19日(水) 午前10時40分

2 場 所

川崎市役所 第3庁舎15階 第3会議室
(川崎市川崎区東田町5番地4)

3 議 題

- (1) 議事録署名人選任、書記の任命について
- (2) 総会議席の決定について
- (3) 会長及び会長職務代理者の互選について
- (4) 総会の運営について
- (5) 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (6) その他

川崎市告示第366号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年7月11日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第367号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月11日から令和5年7月26日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月11日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	有馬第294号線	川崎市宮前区東有馬4丁目566番22先 川崎市宮前区東有馬4丁目566番22先	3.64	5.61	
新	有馬第294号線	川崎市宮前区東有馬4丁目566番15先 川崎市宮前区東有馬4丁目566番14先	4.71	5.61	
旧	有馬第295号線	川崎市宮前区東有馬4丁目566番21先 川崎市宮前区東有馬4丁目566番20先	4.00 ～ 6.00	22.59	
新	有馬第295号線	川崎市宮前区東有馬4丁目566番23先 川崎市宮前区東有馬4丁目566番10先	4.59 ～ 6.59	22.59	

川崎市告示第368号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月11日から令和5年7月26日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月11日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
有馬第294号線	川崎市宮前区東有馬4丁目566番15先 川崎市宮前区東有馬4丁目566番14先	
有馬第295号線	川崎市宮前区東有馬4丁目566番23先 川崎市宮前区東有馬4丁目566番10先	

川崎市告示第369号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月12日から令和5年7月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	井田第5号線	川崎市中区井田中ノ町846番9先 川崎市中区井田中ノ町846番9先	2.42	15.53	
新	井田第5号線	川崎市中区井田中ノ町846番9先 川崎市中区井田中ノ町846番9先	3.21	15.53	

川崎市告示第370号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月12日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月12日から令和5年7月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
井田第5号線	川崎市中区井田中ノ町846番9先 川崎市中区井田中ノ町846番9先	

川崎市告示第371号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月12日から令和5年7月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	栗谷第11号線	川崎市多摩区栗谷4丁目5767番11先 川崎市多摩区栗谷4丁目5767番11先	2.82	21.15	

新	栗谷 第11号線	川崎市多摩区栗谷 4丁目5767番16先 川崎市多摩区栗谷 4丁目5767番18先	4.00	21.15	
---	-------------	--	------	-------	--

川崎市告示第372号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月12日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月12日から令和5年7月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
栗谷 第11号線	川崎市多摩区栗谷4丁目5767番16先 川崎市多摩区栗谷4丁目5767番18先	

川崎市告示第373号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年7月12日から令和5年7月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	真光寺 長津田	川崎市麻生区岡上 3丁目731番9先 川崎市麻生区岡上 3丁目731番10先	8.50	16.26	

新	真光寺 長津田	川崎市麻生区岡上 3丁目731番1先 川崎市麻生区岡上 3丁目731番1先	8.70 ～ 23.61	16.26	関係図面のとお
---	------------	--	--------------------	-------	---------

川崎市告示第374号

川崎市立日本民家園における入園料の収納

事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市立日本民家園の入園料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年7月13日

川崎市

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

名称 生田緑地共同事業体

代表者 株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮島 浩彰

構成員 株式会社日比谷アメニス

代表取締役 伊藤 幸男

構成員 東急プロパティマネジメント株式会社

代表取締役 木原 恒雄

2 委託事務

川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）第10条に規定する入園料の収納に関する事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告**川崎市公告第936号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件名	川崎区役所7階、10階、12階、13階什器の購入【グループデスク下ワゴン、窓際収納】
	履行場所	川崎市川崎区東田町8（パレール三井ビルディング）内の指定する場所
	履行期間	令和6年3月29日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者	

参 加 資 格	(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和5年8月22日 11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第937号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	川崎区役所10階、13階什器の購入【ハンドル式移動棚】
	履 行 場 所	川崎市川崎区東田町8（パレール三井ビルディング）内の指定する場所
	履 行 期 間	令和6年3月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和5年8月22日 11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第938号

(仮称) 使用済みプラスチック選別・再商品化施設〔スーパーソーティングセンター〕整備計画に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

名 称：J & T環境株式会社

代表者：代表取締役社長 露口 哲男

住 所：神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称) 使用済みプラスチック選別・再商品化施設〔スーパーソーティングセンター〕整備計画

(2) 種類

廃棄物処理施設の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

神奈川県川崎市川崎区水江町地内

（J F E スチール株式会社 東日本製鉄所 京浜地区内）

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

プラスチックのリサイクルのニーズに応えるため、新たに「使用済みプラスチック選別・再商品化施設」を設置するもの

(2) 内容

区域面積：約30,660㎡、建築面積：約21,340㎡、
処理能力：一般廃棄物 178.7t/日、産業廃棄物 188.1t/日

5 指定開発行為の施行期間

令和6年1月（着工予定）～令和6年12月（完了予定）

6 条例評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及び周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合的な評価

第8章 事後調査計画

第9章 関係地域の範囲

第10章 条例準備書に対する市民意見の概要及び指定開発行為者の見解

第11章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第12章 その他

修正箇所一覧

資料編

7 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和5年6月30日(金)から令和5年7月31日(月)まで
土曜日及び日曜日、祝日は除く。

(2) 時間

午前8時30分から午後5時まで

いずれの縦覧場所でも縦覧開始日は正午から開始

(3) 場所

川崎区役所、大師支所、田島支所、環境局環境評価課（市役所第3庁舎15階）

川崎市公告第939号

(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第1項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第19条に定める事項について次のとおり公告します。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

条例見解書について

1 指定開発行為者

所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

名 称：登戸駅前地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 井出 正文

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業

(2) 種類

高層建築物の新設（第1種行為）

住宅団地の新設（第3種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市多摩区登戸90街区の一部

（川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業区域内）

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

共同住宅及び商業施設の新設

(2) 内容

計画地面積 約5,950㎡

建築物の高さ 約140m(塔屋等を含む最高高さ146m)

延べ面積 約63,500㎡(うち、住宅 約44,000㎡)

5 指定開発行為の施行期間

令和7年4月(着工予定)～令和10年9月(完了予定)

6 条例見解書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 環境影響評価の経過

第3章 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第4章 関係地域の範囲

参考資料

7 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和5年6月30日(金)から令和5年7月14日(金)まで

土曜日、日曜日は除く。

(2) 場所

川崎市：多摩区役所(総合庁舎10階 総務課)

環境局環境対策部環境評価課

(市役所第3庁舎15階)

狛江市：狛江市環境部環境政策課

(3) 時間

川崎市：午前8時30分から午後5時まで

狛江市：午前8時30分から午後5時15分まで

※全ての縦覧場所で縦覧開始日(6月30日)は正午から開始します。

川崎市公告第940号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度川崎市地盤変動調査精密水準測量委託
	履 行 場 所	川崎市管内
	履 行 期 間	令和6年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 次の各要件を満たす者を配置すること。 (ア) 主任技術者及び委託業務代理人として、測量士の資格取得後、基準点測量に関し1年以上の実務経験を有する者1名、もしくは地理空間情報専門技術(測量専門技術)基準点測量(2級以上)の認定を有する者1名を配置すること。 なお、主任技術者と委託業務代理人の兼務は可能とする。 (イ) (ア)以外の技術者として、測量士の資格取得後、基準点測量に関し1年以上の実務経験を有する者を2名以上配置すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年8月1日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第941号

川崎都市計画用途地域の変更(鷺沼4丁目地区)ほか
関連案件の都市計画の変更等を予定しています。都市計
画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項に基づく、
川崎市都市計画公聴会規則(平成12年川崎市規則第63
号。以下「規則」という。)の規定により、次のとおり
公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申し出がない
ときは、公聴会を開催しません。

令和5年7月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画用途地域の変更(鷺沼4丁目地区)
- イ 川崎都市計画高度地区の変更(鷺沼4丁目地区)
- ウ 川崎都市計画地区計画の決定(鷺沼4丁目地区)

(2) 都市計画を定める土地の区域

- ア 川崎都市計画用途地域の変更(鷺沼4丁目地区)
 - (ア) 追加する部分
なし
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
川崎市 宮前区 鷺沼4丁目地内
- イ 川崎都市計画高度地区の変更(鷺沼4丁目地区)
 - (ア) 追加する部分
なし
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
川崎市 宮前区 鷺沼4丁目地内
- ウ 川崎都市計画地区計画の決定(鷺沼4丁目地区)
 - (ア) 追加する部分
川崎市 宮前区 鷺沼4丁目地内
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
なし

2 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年9月2日(土)午前10時から
- (2) 場 所 土橋小学校体育館(川崎市宮前区土橋3
-1-11)

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申し出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等
を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、
公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えており
ます。

- (1) 提出期間 令和5年8月1日(火)から8月15日(火)ま

で

- (2) 提 出 先 川崎市まちづくり局計画部都市計画
課(川崎市川崎区宮本町1番地)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとお
り開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧
を行います。

(1) 説明会

ア 日 時 令和5年7月31日(月)午後7時から午後
8時30分まで

イ 場 所 土橋小学校体育館(川崎市宮前区土橋
3-1-11)

(2) 縦 覧

ア 日 時 令和5年8月1日(火)から8月15日(火)ま
で

イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎市川崎区宮本町6番地 明治安
田生命川崎ビル5階)
宮前区役所1階市政資料コーナー
(宮前区宮前平2-20-5)
宮前区役所向丘出張所
(宮前区平1-1-10)
川崎市立宮前図書館
(宮前区宮前平2-20-4 宮前文化セ
ンター内)
鷺沼行政サービスコーナー
(宮前区鷺沼3-2-1 東急ドエル・
アルス鷺沼ネクステージ1階)

※都市計画課、宮前区役所、向丘出張
所は、閉庁日(土・日曜日・祝日)
を除く平日の午前8時30分から午後
5時まで。

※宮前図書館は、平日の午前9時30分
から午後7時まで、並びに土曜日、
日曜日及び祝日の午前9時30分から
午後5時まで。なお、休館日があり
ますので御注意ください。

※行政サービスコーナーは、平日の午
前7時30分から午後7時まで及び土
曜日・日曜日の午前9時から午後5
時まで。祝日(振替休日を含む)は
閉所。

川崎市公告第942号

一般競争入札の実施について次のとおり公告します。

令和5年7月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 建築士太陽光発電設備説明制度に関するガイドライン等作成業務委託
- (2) 履行場所 川崎市環境局脱炭素戦略推進室
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和5年12月28日
- (4) 業務概要

2050年の脱炭素社会の実現のに向けた2030年度の再生可能エネルギー導入目標を達成するための施策のひとつである令和6年度開始予定の建築士太陽光発電設備説明制度(以下、本制度という。)の円滑な施行を目的とし、次の業務を行うこととします。

ア 本制度のガイドライン

イ 本制度の履行時に活用するリーフレット

2 競争参加資格

入札の参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で掲載されている者。

3 一般競争入札参加申込書等の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎17階

環境局脱炭素戦略推進室 飛田、古屋

電 話 044-200-2508

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

(川崎市公式ウェブサイト: <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000152517.html>)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和5年7月4日(火)から令和5年7月11日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに3(1)の所管課に必ず電話すると

もに、期間内に必着となるよう発送してください。

(4) 提出書類

競争入札参加申込書

4 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ

(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和5年7月14日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、F A Xで送付又は上記3(1)の窓口で令和5年7月14日(金)午後5時までに交付します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

上記3(1)に同じ。

イ 質問書の提出期間

令和5年7月14日(金)から令和5年7月20日(木)まで

で

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに上記3(1)の所管課まで電話で連絡してください。

(2) 回答

ア 回答日

令和5年7月24日(月)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、F A Xで送付又は上記3(1)の窓口で配布します(午前9時～午後5時(ただし、正午

～午後1時を除く)。

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。なお、契約金額は入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額とします。

(2) 入札・開札の日時

令和5年7月31日(月)午前11時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎10階会議室

(4) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ

ります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第943号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和5年7月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託事業名

令和5年度住民主体による要支援者等支援事業業務委託

2 委託内容

要支援・要介護状態になっても通い続けられる地域の通いの場や居場所づくりを進めている住民団体・NPO法人等を支援することにより、地域の高齢者の閉じこもりを予防するとともに、地域住民による見守り・発見のネットワークづくりをすすめるもの。 等

3 履行期限

契約締結日～令和6年3月31日

4 提案書の提出者の資格

次の各号のいずれかに該当する団体等は、提案参加の対象としない。

- (1) 介護予防に資する活動が設立目的ではない団体等
- (2) 特定の構成員のみによる活動を目的とした団体等
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした団体等
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を構成員にもつ団体等

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等

5 担当部署

健康福祉局地域包括ケア推進室

6 参加意向申出書

(1) 配布期間

令和5年 7月5日(水)から7月18日(火)まで

土日祝日を除く 9:00～12:00 / 13:00～17:00

(2) 配布場所

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当

所在地: 川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階

(3) 提出書類

- ①参加意向申出書(様式1)
②団体概要書(様式2)

(4) 提出期限

令和5年7月18日(火)
9:00～12:00 / 13:00～17:00

(5) 提出場所

上記(2)と同じ

(6) 提出方法

郵送又は持参 ※郵送の場合は受付期間最終日当日消印有効
郵送の場合、簡易書留にて送付すること。

7 企画提案書等

(1) 提出期限

令和5年8月10日(木)17:00

(2) 提出場所

6(2)と同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参 *郵送の場合は提出期間最終日当日消印有効

(4) 提出書類

- | | |
|------------------|----|
| ① 表紙(様式4) | 1部 |
| ② 提案書(様式5、添付書類) | 2部 |
| ③ 要件確認書(様式6) | 1部 |
| ④ 見積書(様式7) | 1部 |
| ⑤ 想定件数 | 1部 |
| ⑥ 当該事業に関する収支予算見込 | 1部 |

8 選定審査委員会

(1) 日時

令和5年8月21日(月)(時間及び開催場所は後日連絡)

(2) 時間

各団体プレゼンテーション10分、質疑10分とする。

(3) 評価項目

次項参照

各項目と配点比率

評価項目	上限配点	比重
団体概要	3	10%
履行場所	3	10%
情報セキュリティ	3	10%
緊急時の体制	3	10%
委託料の使用用途	3	10%
活動実績	13	43%
その他評価	2	7%
合 計	30	100%

9 関連情報を入手するための照会窓口

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

(ソリッドスクエア西館10階)

川崎市健康福祉局地域包括ケア

推進室地域保健担当 高橋・川崎

電 話 044 (200) 3718

メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp

10 その他

- 要請手続において使用する言語及び通貨
日本語・円
- 契約書作成の要否
要
- 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案者負担とする。
- 業務規模概算額(上限)
1団体あたり 981,000円(税抜)
推定受託団体数: 2団体
981,000円(税抜) × 2団体 = 1,962,000円(税抜)
- 提出された書類は返却しない。
- 作成された制作物等の著作権は川崎市に帰属する。

川崎市公告第944号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規程により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年7月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区菅五丁目1922番

の一部ほか3筆の一部

986平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市多摩区菅五丁目5番14号

平山 勝之

3 予定建設物の用途

共同住宅

計画戸数: 14戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年3月22日

川崎市指令 ま宅審(イ)第110号

川崎市公告第945号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規程により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年7月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区千年字岩川718番 3

計画戸数：7戸

ほか3筆

637平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

株式会社オープンハウス・ディベロップメント

代表取締役 福岡良介

3 予定建設物の用途

一戸建ての住宅

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年3月10日

川崎市指令 ま宅審(イ)第106号

川崎市公告第946号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月5日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	浮島2期廃棄物埋立護岸関連管理工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町地先
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度川崎市競争入札参加資格申請時における経審の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (10) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「海上（作業船にて）における杭径φ1500mmを超える鋼管杭あるいは鋼管矢板を打設した工事」の完工実績を有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年8月21日 17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内市道野川柿生線（ⅠⅠ）舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延2丁目7地先
	履 行 期 間	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年7月20日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	下布田小学校体育館改修電気設備その他工事
----------------	-----	----------------------

競争入札に付する事項	履 行 場 所	川崎市多摩区布田23番 1 号
	履 行 期 間	契約の日から令和 6 年 3 月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 5 ・ 6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 5 ・ 6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 5 ・ 6 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (6) 令和 5 ・ 6 年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第 2 条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和 5 年 8 月21 日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件 4)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港構内照明設備改修工事
------------	-----	---------------

競争入札に 付する事項	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島及び千鳥町地内
	履 行 期 間	契約の日から令和5年12月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明塔設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年7月28日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎市民プラザ冷暖房設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区新作1丁目19番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年2月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参 加 資 格	(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年8月21日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	宮前市民館・図書館空気調和設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年8月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎港コンテナターミナル・トランスファークレーン2号機更新工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年12月25日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、同一工場で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 (8) 次のア又はイの要件を満たす類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。 ア 定格荷重（重量物）40.6t以上のレール式クラブトロリ式橋型クレーン（レール式トランスファークレーン）の製作及び据付工事 イ 定格荷重（重量物）40.6t以上のレール式ロープトロリ式橋型クレーン（レール式コンテナクレーン）の製作及び据付工事 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年8月21日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和5年12月頃）で議決を得たときに契約を締結します。 (4) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (5) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前平中学校校舎増築その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区宮前平2丁目7番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。	

参 加 資 格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年8月21日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和5年12月頃）で議決を得たときに契約を締結します。 (4) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (5) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第947号

（仮称）京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業
に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定により、標記事業に係る
条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和5年7月6日

川崎市長 福田 紀彦

(写)

**(仮称) 京急川崎駅西口地区第一種市街地
再開発事業に係る条例環境影響評価審査書**

令和5年7月

川 崎 市

はじめに

(仮称)京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業は、京急川崎駅西口地区市街地再開発準備組合が、川崎区駅前本町21番地ほかの約1.3haの区域において、高度利用地区等を前提に、地上24階(塔屋1階、地下1階+機械式駐車場)建て及び地上11階(塔屋1階)建ての業務、商業を主な用途とする建築物の建設及び新設道路等の整備を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、令和3年10月6日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、令和4年10月21日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、令和5年6月23日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、条例第24条に基づき、条例準備書等を総合的に審査し、本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)を作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要	1
2	審査結果	4
(1)	全般的事項	4
(2)	環境影響評価項目に関する事項	4
ア	温室効果ガス	4
イ	大気質	4
ウ	騒音	4
エ	振動	5
オ	廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）	5
カ	緑（緑の質、緑の量）	5
キ	景観（景観、圧迫感）	6
ク	日照阻害	6
ケ	テレビ受信障害	6
コ	風害	6
サ	地域交通（交通安全、交通混雑）	6
(3)	環境配慮項目に関する事項	7
ア	気候変動の影響への適応	7
(4)	事後調査に関する事項	7
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	8
4	川崎市環境影響評価審議会の審議経過	9

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：京急川崎駅西口地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 川俣 幸宏

住 所：横浜市西区高島1丁目2番8号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

高層建築物の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項、
3の項及び15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区駅前本町21番地ほか

区域面積：約13,460㎡（市街地再開発事業施行予定区域（開発区域）：

約12,320㎡、その他区域：約1,140㎡）

用途地域：商業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

業務、商業を主な用途とする建築物の建設及び新設道路等の整備

イ 土地利用計画

区分		面積	割合
市街地再開発事業施行予定区域	宅地（建築敷地）	約 7,650m ²	約 56.9%
	A-1 街区	計画建築物（建築面積）	約 4,290m ²
		歩道状空地	約 400m ²
		通路・アプローチ・広場等	約 1,710m ²
		車路	約 340m ²
		緑化地	約 560m ²
		計	約 7,300m ²
	A-2 街区	計画建築物（建築面積）	約 210m ²
		通路・アプローチ等、車路 ^{注1)}	約 130m ²
		緑化地	約 10m ²
		計	約 350m ²
	公共施設	約 4,670m ²	約 34.6%
	新設道路等 ^{注2)}	約 4,500m ²	約 33.4%
	既存道路	約 70m ²	約 0.5%
	広場等	約 80m ²	約 0.6%
	未定	約 20m ²	約 0.1%
	計	約 12,320m ²	約 91.5%
その他区域	宅地（建築敷地）	約 830m ²	約 6.2%
	未定	約 830m ²	約 6.2%
	公共施設	約 310m ²	約 2.3%
	既存道路	約 310m ²	約 2.3%
	計	約 1,140m ²	約 8.5%
合計		約 13,460m ²	100.0%

注 1) A-2 街区は車路の面積が小さいため、通路・アプローチ等と車路を合計した面積を示す。

注 2) 新設道路等には道路付属物等が含まれている。また、新設道路は4車線未満である。

※ 今後の関係機関との協議等により変更する可能性がある。

ウ 建築計画等

項 目	A-1 街区	A-2 街区	合 計
宅地(建築敷地)面積	約 7,300m ²	約 350m ²	約 7,650m ²
建 築 面 積	約 4,290m ²	約 210m ²	約 4,500m ²
建 ぺ い 率	約 59%	約 61%	—
延 べ 面 積	約 83,000m ²	約 2,170m ²	約 85,170m ²
業 務	約 71,100m ²	約 1,840m ²	約 72,940m ²
商 業	約 4,700m ²	約 210m ²	約 4,910m ²
駐 車 場 等	約 7,200m ²	約 120m ²	約 7,320m ²
容積対象延べ面積	約 73,000m ²	約 1,960m ²	
容 積 率	約 1,000%	約 560%	—
高 さ	約 119m	約 46m	—
階 数	地上 24 階、塔屋 1 階、地下 1 階＋ 機械式駐車場	地上 11 階、 塔屋 1 階	—
構 造	鉄骨造（一部 CFT 造 ^注 ）、鉄筋コン クリート造、鉄骨 鉄筋コンクリート 造	鉄骨造、鉄筋コ ンクリート造	—
主 な 用 途	業務、商業、 駐車場等	業務、商業、 駐車場等	—
駐 車 場 台 数	約 170 台	約 2 台	約 172 台
駐 輪 場 台 数	約 310 台	約 7 台	約 317 台
自動二輪車駐車場	約 28 台	約 1 台	約 29 台
敷地面積に対する 緑被面積の割合	約 27.5%	約 2.9%	約 15.0%

注) CFT 造 (Concrete Filled Steel Tube) : コンクリート充填鋼管構造

※ 1 建ぺい率及び容積率は、四捨五入前の数値（面積）で計算している。

※ 2 今後の関係機関との協議等により変更する可能性がある。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、業務、商業を主な用途とする建築物の建設及び新設道路等を整備するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずること。

イ 大気質

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期暴露の指針値と等しいと予測していることから、窒素酸化物の排出量をさらに低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 騒音

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値が環境保全目標の上限に近いと予測していること、将来基礎交通量による等価騒音レベルが環境基準を超過すると予測している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知を図ること。

エ 振動

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知を図ること。

オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 産業廃棄物

解体する既存の建築物等に石綿含有建材の使用が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

屋上緑化を含め樹木等の選定においては、環境特性を踏まえて適切に行うこと。

樹木等の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮し、植栽基盤の整備に当たっては、樹木等に応じた適切な土壌を用いるとともに、樹木等の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

緑被率は屋上緑化等を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

キ 景観（景観、圧迫感）

歩行者の滞留空間となる広場を中心に、緑化による良好な景観形成を図っていることから、快適な歩行空間の確保に配慮するとともに、歩行者の視線に配慮した樹種の選定、配置に努めること。

また、建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

高木（大景木）等による緑化を行い、圧迫感の軽減を図っていることから、高木（大景木）の配置についてさらなる検討を行うこと。

ク 日照障害

日影の影響を大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

ケ テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

コ 風害

防風植栽の計画に当たっては、防風効果が速やかに発揮できるよう所定の形状、寸法を有した常緑高木を適切に配置するなど、防風対策を確実に実施するとともに適切な維持管理をすること。

防風スクリーンの配置に当たっては、効果が十分に発揮できるよう適切に配置すること。

サ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両ルートの一部で歩車分離がされていないことから、交通安全を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を具体化し、徹底すること。

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を図ること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 気候変動の影響への適応

歩行者動線の一部が強い日射にさらされる可能性があることから、直射日射を回避する緑陰や照り返しを防止する建材の採用等による歩行者の暑熱対策を講ずるよう努めること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「騒音」及び供用時の「緑の質」、「風害」を行うこととしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえて計画的な調査を行うこと。

また、調査結果が条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和3年	10月6日	指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
	10月13日	条例方法書公告、縦覧開始
	11月26日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 4名、5通
	11月17日	市長から審議会に条例方法書について諮問
令和4年	2月2日	審議会から市長に条例方法書について答申
	2月9日	条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付
令和4年	10月21日	条例準備書の受領
	10月28日	条例準備書公告、縦覧開始
	12月12日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 5名、10通
令和5年	2月15日	条例見解書の受領
	2月24日	条例見解書公告、縦覧開始
	3月10日	条例見解書縦覧終了 公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切 申出者 1名
	3月28日	公聴会開催公告
	4月15日	公聴会開催 公述人 1名、傍聴人 1名
	5月17日	市長から審議会に条例準備書について諮問
	6月23日	審議会から市長に条例準備書について答申
	7月6日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

令和3年 11月17日 現地視察

12月15日 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）

令和4年 2月 1日 審議会（条例方法書答申案審議）

令和5年 5月17日 審議会（条例準備書事業者説明及び審議）

6月21日 審議会（条例準備書答申案審議）

川崎市公告第948号

中央新幹線 品川・名古屋間に係る法対象
事後調査報告書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第71条第1項の規定に基づく法対象事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第71条第2項の規定に基づき同条例第35条の規定に準じて、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第69条第3項の規定に基づき同条例施行規則第39条の規定の事項に準じて、次のとおり公告します。

令和5年7月6日

川崎市長 福田 紀彦

法対象事後調査報告書について

1 法対象事後調査実施者

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号JRセントラルタワーズ

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 丹羽 俊介

2 法対象事業の名称及び種類

(1) 名称

中央新幹線 品川・名古屋間

(2) 種類

鉄道又は軌道の新設

3 法対象事後調査報告書の要旨

第1章 法対象事業者の概要

第2章 環境保全のための措置の実施状況

第3章 事後調査の項目及び手法

第4章 事後調査の内容及び結果

第5章 調査結果の検討結果及び以後講ずる措置

第6章 事後調査等の受託者

4 法対象事後調査報告書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和5年7月6日(木)から令和5年8月4日(金)まで

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 場所

麻生区役所（2階市政資料コーナー）、環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで（縦覧開始日は正午から縦覧を行います。）

ただし麻生区役所では第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。

川崎市公告第949号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年7月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：CUEプロジェクトA棟、CUEプロジェクトCC棟、CUEプロジェクトD棟及びDX棟、CUEプロジェクトAX(A2)棟

所在地：A棟 川崎市川崎区小川町4番地1

CC棟 川崎市川崎区小川町1番地22他11筆
D棟及びDX棟 川崎市川崎区小川町1番地26

AX(A2)棟 川崎市川崎区小川町4番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社チッタ エンタテインメント

代表取締役 美須俊良

川崎市川崎区小川町4-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

大規模小売店舗の名称：CUEプロジェクトA棟

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社 ダッチカンパニー	代表取締役 山中 厚司	東京都大田区大森本町 1-8-10-1401
有限会社前田企画室	取締役 前田 良司	埼玉県戸田市上戸田4 -17-18-310
日本ポップコーン 株式会社	代表取締役社長 青山 明正	東京都目黒区上目黒3 -13-11

他計8者

（変更後）

大規模小売店舗の名称：CUEプロジェクトA棟

氏名又は名称	代表者	住所
ドクターマーチン・ エアウェアジャパン 株式会社	代表取締役 池田 マイク	東京都渋谷区神宮前5- 2-28
(空き区画)	—	—
日本ポップコーン 株式会社	代表取締役社長 佐藤 恵祐	東京都目黒区上目黒3 -13-11

他計7者

4 変更の年月日

令和5年3月31日 他

5 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの

- 6 届出の年月日
令和5年6月26日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和5年7月6日から令和5年11月6日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和5年11月6日
川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第950号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなって

いるので、当該物件の所有者又は使用者は、令和5年7月20日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。
その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

令和5年7月6日

川崎市長 福田 紀彦

種類	登録番号	場所
中型自動二輪車 ヤマハ マグザム 黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 千鳥町9-5
小型自動二輪車 TGB BULLET RR50 赤黒	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 千鳥町9-1
トラック 三菱ふそう 白	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区 東扇島77
普通自動車 トヨタ アルファード 白	登録番号 品川363て8800 車台番号 MNH10-0059022	川崎市川崎区 東扇島57

川崎市公告第951号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区役所7階、12階什器の購入【会議テーブル・椅子・間仕切等】
	履 行 場 所	川崎市川崎区東田町8(パレール三井ビルディング)内の指定する場所
	履 行 期 間	令和6年3月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和5年8月29日 11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第952号

令和5年7月7日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区役所7階、10階、12階、13階什器の購入【書庫・棚・ロッカー等】
	履 行 場 所	川崎市川崎区東田町8（パレール三井ビルディング）内の指定する場所
	履 行 期 間	令和6年3月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	令和5年8月29日 11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第953号

令和5年7月7日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	栗木台小学校現地測量委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区栗木台5丁目15番1
	履 行 期 間	令和5年12月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和5年8月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	御幸中学校現地測量委託
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手4丁目2番1
	履 行 期 間	令和5年12月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年8月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	幸高等学校現地測量委託
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手本町1丁目150番
	履 行 期 間	令和5年12月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年8月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎道路防護（設計）委託
	履 行 場 所	川崎市高津区千年256番地先
	履 行 期 間	令和5年12月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 現場代理人（管理技術者）は、技術士（建設部門：土質及び基礎）又は（建設部門：道路）のいずれかの資格を有する者。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：土質及び基礎）、技術士（建設部門：道路）、RCCM（土質及び基礎部門）、又はRCCM（道路部門）のいずれかの資格を有する者。 (5) 測量主任技術者は測量士の資格を有する者を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年8月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内主要地方道幸多摩線道路防護（擁壁・高欄）予備・詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市中原区中丸子744番地先
	履 行 期 間	120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：土質及び基礎）の資格を有する者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年8月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第954号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項**(1) 業務件名**

陽だまりの園受変電設備整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区諏訪2-10-15

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月29日(金)まで

(4) 業務概要

特別養護老人ホーム陽だまりの園に設置されている受変電設備、高圧ケーブルのオーバーホール及び機器等交換、試運転調整を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者であること。

(3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。

(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(7) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市健康福祉局総務部施設課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館10階

電 話 044-200-0458(直通)

F A X 044-200-3926

e-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年7月7日(金)から令和5年7月14日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書**(1) 入札説明会**

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年7月19日(水) 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ**(1) 問合せ先**

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和5年7月20日(木)から令和5年7月25日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 40sisetu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3926

(5) 回答方法

令和5年7月28日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年8月4日(金)午前11時00分

イ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番 ソリッドスクエア西館
10階

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入

札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第955号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦
--------------	--

道路位置の 地名・地番	多摩区登戸2403- 1、2403- 3、2405- 1、 2405- 5、2405- 6の各一部 (別図省略)		
幅 員	4.00メートル	延 長	25.00メートル
川崎市指令ま建指 第603号	廃止 年月日	令和5年7月7日	

崎市公告第956号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦		
道路位置の 地名・地番	多摩区登戸2385- 2、2386- 1、2386- 3、 2386- 4、2405- 1、2405- 5、2405- 7、 2406、無地番地の各一部 (別図省略)		
幅 員	4.00メートル	延 長	25.25メートル
川崎市指令ま建指 第604号	廃止 年月日	令和5年7月7日	

川崎市公告第957号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦		
道路位置の 地名・地番	多摩区登戸1678- 1、1688- 2、1718- 1、 1718- 2、1722- 1、1722- 3、無地番地の各 一部 (別図省略)		
幅 員	4.00メートル	延 長	26.00メートル
川崎市指令ま建指 第605号	廃止 年月日	令和5年7月7日	

川崎市公告第958号

入 札 公 告

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項**(1) 入札件名**

健康安全研究所安全キャビネット点検業務

(2) 履行場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種名「その他業務」種目名「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成29年4月1日以降に、安全キャビネット点検業務委託契約の実績があること。

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加申込書を提出してください。

(1) 提出場所

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

電 話 044-276-8250

FAX 044-288-2044

E-mail 40eiken@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和5年7月10日から令和5年7月24日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類（契約書の写し等）

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書の入手方法

提出書類（競争入札参加申込書）及び入札説明書並びに仕様書は、川崎市ホームページからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。）ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

令和5年7月25日 午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年7月26日までに電子メールで配信します。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和5年7月26日から令和5年8月1日までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により送付してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール

40eiken@city.kawasaki.jp

イ FAX

044-288-2044

(5) 回答方法

質問があった場合、令和5年8月3日に競争参加資格を有するとして競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2一般競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札は税抜きの総額で行います。入札者は見

積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

エ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和5年8月10日 午後2時

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 入札書の提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)

なお、郵送の場合は、令和5年8月9日 午後5時までに(必着)、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に「1(1)入札件名」及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付後速やかに「3(1)提出場所」にこの旨を電話にて連絡してください。

提出先:「3(1)提出場所」に同じ。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。
- (3) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (4) 事情により入札を延期、又は、取りやめる場合があります。

川崎市公告第959号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平小学校ほか4校校舎等劣化調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町6番地ほか
- (3) 履行期間 令和6年1月31日(木)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「構造設計」で登録されていること。
- (4) 本市または他官公庁において平成26年度以降に学校施設の校舎または体育館の劣化調査、耐力度調査等の契約実績があること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ

「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加申込書等は、下記(3)の期間に(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和5年7月10日(月)～令和5年7月14日(金)

午前8時30分～午後5時

(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

長期保全・計画担当

電話：044-200-0362

4 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに確認通知書を令和5年7月19日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年7月19日(木)～令和5年7月24日(月)

午前9時～午後5時

(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和5年7月28日(金)まで

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和5年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年8月3日(木)午前10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町2番地31
J A セレサみなみビル3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参（持参以外は無効とします。）
- (5) 入札保証金 免除

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者としします。
- (2) 入札の無効
2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第960号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎中学校ほか4校校舎等劣化調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町6番地ほか
- (3) 履行期間 令和6年1月31日(水)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「構造設計」で登録されていること。
- (4) 本市または他官公庁において平成26年度以降に学校施設の校舎または体育館の劣化調査、耐力度調査等の契約実績があること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加申込書等は、下記(3)の期間に(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和5年7月10日(月)～令和5年7月14日(金)

午前8時30分～午後5時

(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

長期保全・計画担当

電話：044-200-0362

4 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに確認通知書を令和5年7月19日(水)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和5年7月19日(水)～令和5年7月24日(月)

午前9時～午後5時

(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて

電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和5年7月28日(金)まで

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和5年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和5年8月3日(木)午前10時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町2番地31
J Aセレスみなみビル3階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合

は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

11 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第961号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 高津高等学校体育館劣化調査業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町6番地ほか

(3) 履行期間 令和6年1月31日(木)まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「構造設計」で登録されていること。

(4) 本市または他官公庁において平成26年度以降に学校施設の校舎または体育館の劣化調査、耐力度調査等の契約実績があること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認が

できないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加申込書等は、下記(3)の期間に(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和5年7月10日(月)～令和5年7月14日(金)

午前8時30分～午後5時

(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

長期保全・計画担当

電話：044-200-0362

4 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに確認通知書を令和5年7月19日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年7月19日(木)～令和5年7月24日(月)

午前9時～午後5時

(ただし、閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和5年7月28日(金)まで

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和5年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年8月3日(木)午前10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町2番地31
JAセレサみなみビル3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者としてします。
- (2) 入札の無効
2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第962号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市中央卸売市場北部市場植栽地管理業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区水沢1-1-1
川崎市中央卸売市場北部市場
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年12月28日まで
- (4) 業務内容 市場内の中木以下の植生の剪定等の植栽地管理(詳細は仕様書のとおり)

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」に登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項に定める中小企業者であること。
- (6) 令和3年度から令和4年度の間に、本市その他の官公庁との間に2件以上の類似の契約履行実績(1件500万円以上の植栽地管理・樹木剪定等業務、ただし元請に限る)を有すること(実績を証明できる契約書の表紙の写しを入札参加申込書と共に提出すること)。

3 競争入札参加申込書等の提出方法等

この入札に参加する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(6)の書類

(2) 提出方法・期限等

ア 提出方法

(ア) 前記(1)の書類(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)を持参又は郵送(いずれの場合も、令和5年7月14日(金)までに、必要な書類全てが北部市場管理課に到着する必要があります)。なお、郵送による提出を行う場合は、郵送した日に後記(イ)の連絡先に必ず電話をしてください。

(イ) 提出先

住 所：中央卸売市場北部市場管理課
(川崎市宮前区水沢1-1-1 北部市場管理棟3階)

電話番号：044-975-2213

イ 提出期限

令和5年7月14日(金)(必着)

(3) 提出書類等の入手方法

競争入札参加申込書、仕様書、質問書等は、インターネットからダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の「入札情報(入札公表・落札結果)」委託の欄の「入札公表」の中にあります。)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録の際に申請した電子メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付(送信)予定日

令和5年7月19日(水)を予定しています。

5 仕様書に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

電子メール：28hokan@city.kawasaki.jp
経済労働局中央卸売市場北部市場管理課管理係
担当 石井

(2) 質問受付期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月21日(金)午後5時までとします。質問は必ず電子メールで提出して下さい。

(3) 回答方法

質問が提出された場合のみ、令和5年7月27日(木)午後5時までに、全参加者あてに電子メールで回答いたします。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加

資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和5年8月1日(火)
午後2時

(3) 入札・開札の場所 川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理棟2階 大会議室

(4) 入札書の提出方法 持参

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします)。

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) 入札書の記載金額 入札に際しては、税抜きの総額を入札書に記載してください。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。

入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照してください。)

9 契約手続等

(1) 契約保証金 川崎市契約規則第33条第3

- 号に基づき免除します。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約予定日 令和5年8月4日(金)

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書等によります。
- (2) 当該契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限りま。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第963号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和5年度川崎市総合防災訓練
会場設営運営等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市多摩区菅馬場4-1-1ほか
- (3) 履行期間
契約日から令和6年2月29日(木)まで
- (4) 業務概要
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること。
- (4) 過去5年度内で、川崎市総合防災訓練もしくは、川崎市総合防災訓練と同規模で、都道府県又は政令指定都市が主催する訓練会場の設営及び運営に係る履行完了実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)に示す契約実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

危機管理本部危機対策部 原

電 話 044-200-2820 (直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託「入札公表」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月13日(木)までとします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明書及び仕様書の配布並びに入札説明会

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て令和5年7月14日(金)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

ア 日時

令和5年7月14日(金)午後1時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、3(1)同様の方法でインターネットからダウンロードできます。

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年7月14日(金)から令和5年7月21日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。様式の入手については3(1)と同様となります。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

令和5年7月24日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和5年7月26日(水)午前11時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

危機管理本部 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第964号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市（国保・後期）重複・頻回受診者、重複多剤投薬者等訪問指導業務委託

(2) 納入場所及び履行場所

川崎市内及び受注者社屋等とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託概要

「川崎市（国保・後期）重複・頻回受診者、重複多剤投薬者等訪問指導業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他業務」・種目「その他」で登録されている者。

(4) 当該業務について、本市又は他官公庁において診療報酬明細書等のデータ分析に基づいた保健事業対象者の抽出及び事業実施後の効果検証を行った実績（元請に限る。）を有すること。

(5) プライバシーマーク又はＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１（ＪＩＳ Ｑ ２７００１）認証を取得していること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、２(4)の契約実績を証する書類、２(5)を証する登録証の写しを提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町８番地

（パレール三井ビル12階）

川崎市役所健康福祉局医療保険部医療保険課

（担当 今見堂）

電 話 044-200-0085（直通）

F A X 044-200-3930

E-mail 40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和５年７月10日(月)から令和５年７月14日(金)まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記２(4)を証する契約実績書類（契約書の写し等）

ウ プライバシーマーク又はＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１（ＪＩＳ Ｑ ２７００１）認証を取得していることを証する登録証の写し（有効期限内のもの）

(4) 提出方法

持参によるものとし、郵送は認めません。

(5) その他

仕様書、入札説明書、一般競争入札参加申込書等は、「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、３(1)の場所において３(2)の期間、配付も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

ア 令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、令和５年７月19日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和５年７月19日(水)の午前９時から午後５時までに上記３(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(2) 入札説明書は３(1)の場所において３(2)の期間、縦覧に供します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

３(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和５年７月19日(水)から令和５年７月21日(金)まで

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、３(1)の電子メールアドレス又はＦＡＸ番号宛て送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を３(1)の担当宛て電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和５年７月25日(火)までに、電子メール又はＦＡＸにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

ア 入札日時

令和５年８月１日(火)13時30分

イ 入札場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
(パレール三井ビル12階)

川崎市役所健康福祉局医療保険部会議室

(2) 入札方法

ア 入札は、入札説明書に添付の所定の積算内訳書を添付した入札書をもって行います。なお、入札は、単価に予定数量を乗じた金額の合計（総価）によって行います。

イ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とします。

ウ 入札は、所定の入札書をもって行います。また、入札書に当該入札に係る仕様書の各項目に対応する単価、数量、単価に数量を乗じた金額及び合計金額を記載した「積算内訳書」を必ず添付してください。

エ 入札書及び積算内訳書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

オ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書及び積算内訳書を用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行う場合があります。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時

8(1)アに同じ

(6) 開札の場所

8(1)イに同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 本入札に関しては、事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第965号

入 札 公 告

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎港環境影響予測評価委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月29日まで

(4) 業務概要

本委託は、次期港湾計画の改訂に向けて、川崎港及びその周辺の自然環境等に及ぼす影響を予測及び評価し、港湾計画資料（その2）の原案を作成するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港」で登録されている者

- (4) 平成26年4月1日以降に港湾計画の改訂に伴う、
周辺の自然環境等に及ぼす影響を予測及び評価し、
港湾計画資料を作成した実績がある業者
- 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出
- (1) 配布・提出場所
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパーク 20階
川崎市港湾局港湾経営部経営企画課
電話番号 044-200-1730
FAX 044-200-3981
E-mail 58keiki@city.kawasaki.jp
なお、一般競争入札参加申込書については、川崎
市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)におい
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード
できます。
- (2) 配布・提出期間
令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで
とします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前
9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加申込書
イ 2(4)に記載された要件を満たしていることを証
する書類(契約書の写しなど)
- (4) 提出方法
持参とします。
- 4 入札説明書の縦覧
入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦
覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午
前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様
書等の交付
- (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に
より競争入札参加資格確認通知書を交付します。
ア 交付場所
3(1)に同じ
イ 交付日時
令和5年7月20日(木)午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時の間は除きます。)
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付
競争入札参加資格があると認めた者には、競争入
札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札
説明書及び仕様書等を交付します。
ア 交付場所
3(1)に同じ
イ 交付日時

- 5(1)イに同じ
ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎
市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メー
ルのアドレスを登録している場合は、令和5年7月
20日(木)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書
及び仕様書等を電子メールにより送付します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先等
- (1) 問い合わせ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパーク 20階
川崎市港湾局港湾経営部経営企画課
電話番号 044-200-1730
FAX 044-200-3981
E-mail 58keiki@city.kawasaki.jp
- (2) 質問受付期間
令和5年7月21日(金)午前9時から令和5年7月26
日(水)午後4時まで
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提
出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メール又はFAXに限ります。
電子メール 58keiki@city.kawasaki.jp
FAX 044-200-3981
- (5) 回答方法
令和5年7月31日(月)までに、文書(FAX又は電
子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。
(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。
(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、
虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法 持参
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和5年8月7日(月)午前10時
イ 入札場所
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパーク 20階
港湾局会議室
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 前払金

「入札公表詳細」を参照のこと。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) この委託は、電子納品の対象です。電子納品とは、川崎市電子納品要領に基づき、最終成果物を電子データで納品することです。川崎市電子納品要領については、川崎市ホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/jigyoku/category/78-34-6-0-0-0-0-0-0-0.html>)をご覧ください。

(5) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資料】積算入力データリスト」を添付しています。「登録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)
「【参考資料】積算入力データリスト」は、委託設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものです。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

川崎市公告第966号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 橋出張所耐震補強設計業務委託

(2) 履行場所 川崎市高津区千年1,362番地1

(3) 履行期間 令和6年3月15日限り

(4) 委託概要

ア 橋出張所耐震補強設計業務委託

(ア) 構造：鉄筋コンクリート造地上2階建て

(イ) 一般業務：実施設計

(ウ) 追加業務：積算業務、その他(概略工程表の作成)

(エ) 設備概要：電気・通信設備、給排水衛生設備等

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者

(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(5) 次の要件を全て満たす自社所属の者を管理技術者として配置できること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得5年以上の実務経験を有する者

イ 建築士法第10条の3に規定する構造設計一級建築士

ウ 公共建築物の耐震診断または、耐震改修設計の実績を有する者

ただし、イについては担当技術者(構造)として別途に配置(自社所属外でもよい)できる場合はこの限りではない。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届の配布場所

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」

からダウンロード可能です。

- (2) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届の配布期間

令和5年7月10日(月)9時から令和5年7月18日(火)17時まで

- (3) 提出方法

提出方法は持参とします。

- (4) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

- (5) 提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日1週間後を目安に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書等の交付

確認通知書に添付してお送りしますので、ご確認ください。

6 仕様書の縦覧

- (1) 縦覧場所 3(4)に同じ

- (2) 縦覧期間 3(5)に同じ

7 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 様式の配布場所 3(1)に同じ

- (2) 様式の配布期間 3(2)に同じ

- (3) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当

電話：044-200-2977

- (4) 受付期間

令和5年7月24日(月)から令和5年7月27日(木)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

- (5) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、7(3)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

- (6) 回答方法

令和5年7月31日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、文書(電子メール又はFAX)で送付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

入札・開札の日時及び場所

日時：令和5年8月9日(水) 午前11時00分

場所：川崎市川崎区宮本町2番地31 JAセレサみなみビル3階会議室

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報がわかきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

- (3) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

- (4) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約手続等

- (1) 契約保証金 要
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (4) 本委託は電子納品対象案件です。

川崎市公告第967号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 (賃貸借物品)
令和5年度乗用自動車の賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市役所公用車庫
- (3) 賃貸借期間及び台数
令和6年2月1日から令和13年1月31日まで
1台
- (4) 賃貸借物品の特質等
仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」で登録されていること。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁におい

て類似の契約実績があること。

- (5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル8階
まちづくり局総務部庶務課 経理係
電話 044-200-2942

(2) 配布・提出期間

令和5年7月10日(月)午前9時から令和5年7月18日(火)午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 類似業務の履行実績資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書のメールアドレスに、令和5年7月24日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書、契約書(案)及び仕様書を送付します。

また、当該メールアドレスに登録していない者には、令和5年7月24日(月)の午前9時から正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書、契約書(案)及び仕様書を交付します。

5 仕様書の交付

上記4により無償で仕様書を交付します。また、仕様書は、上記3(1)の場所において上記3(2)の期間まで、縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル6階
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
庶務調整班

(2) 問い合わせ期間

令和5年7月25日(火)午前9時から令和5年7月27日(木)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

質問書に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス 50zyusei@city.kawasaki.jp

F A X 044-200-2994

(4) 回答方法

質問があった場合、令和5年7月31日(月)までに参加全社宛て、文書(F A Xまたは電子メール)にて回答します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月9日(休) 午前10時00分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町2番地31

J A セレサみなみビル3階会議室

(3) 入札書の提出

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 賃貸借料の支払いについては、毎月払いとします。

川崎市公告第968号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター自動ドア保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要 浮島処理センターごみ焼却処理棟、資源化処理施設及びかわさきエコ暮らし未来館に設置されている自動ドアの機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登載されている者。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の自動ドア保守点検業務の契約実績を有すること。

- (5) 自動ドア保守点検業務委託に必要な資格を有している人員を配置できること。

なお、必要な資格は次のとおりとする。

ア 自動ドア施工技能士

- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)(5)の書類を提出してください。また、業務の一部を再委託する場合は、上記2の(6)を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区浮島町509番地1 浮島処理センター
4階事務室

浮島処理センター 技術係 河野、佐藤

電話 044-287-9600

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)9時から17時まで

(日曜及び12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の資格証の写し

エ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和5年7月25日(火)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和5年7月25日(火)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和5年7月25日(火)から令和5年7月28日(金)

9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ukisi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-287-9602

ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法

令和5年8月3日(木)

全者へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和5年8月7日(月)10時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区浮島町509番地1 浮島処理センター4階第1会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書の作成 要

- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市

競争入札参加者心得等は、
入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第969号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市郵送請求事務センターに係る複写機の賃貸借及び保守に関する契約
- (2) 履行場所
川崎市麻生区上麻生6-29-18 川崎市麻生区役所柿生分庁舎
川崎市郵送請求事務センター
- (3) 履行期間
契約締結日から令和10年7月31日まで
- (4) 概要
複写機の賃貸借及び保守

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」(種目「事務用機器」)で登録されている者。
- (4) 本市又は他官公庁における本件類似の契約実績(元請に限る。)を平成25年4月以降に有すること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課戸籍・

住民記録係

電 話 : 044-200-2259

F A X : 044-200-3912

E-mail : 25koseki@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和5年7月10日から令和5年7月18日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

ウ 導入予定機種等が本調達の仕様を満たしていることを証明するためのカタログ

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和5年7月19日に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 入札説明書の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで縦覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

持参・メール

(2) 回答

ア 回答日

令和5年7月19日(水)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

入札書の提出日時 令和5年7月20日(木)午後1時30分

入札書の提出場所 川崎市川崎区駅前本町11番地
2 川崎フロンティアビル9階
市民文化局会議室

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時・場所 8(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としてします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(4) 入札参加申込書を提出した後に入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届により入札の辞退を届け出ることとします。なお、開札後の辞退は認めません。

(5) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第970号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦 印

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市市民ミュージアム収蔵品調査等業務委託

(2) 履行場所

川崎市市民ミュージアム

(3) 履行期限

令和5年12月28日まで

(4) 概要

川崎市市民ミュージアムの導入空間及び追遥展示空間に設置されている収蔵品について、劣化及び設置状況を調査するとともに、調査結果に基づく移設方法の検討、提案及び移設費用等の算出等を行う。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「その他調査測定」で登録されている者。

(4) 過去5年間で公立の博物館又は美術館の展示改修又は収蔵品移設に関する業務の契約実績を有し、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 入札参加申込書及び仕様書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布方法

「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)より

ダウンロード

(「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」)

(2) 提出場所

〒211－0052

川崎市中原区等々力1－2

市民文化局川崎市市民ミュージアム

担当：佐藤、渡部

電 話：044－754－4500

E-mail：25museum@city.kawasaki.jp

(3) 配布及び提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月14日(金)まで

(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 提出方法

3(2)の提出場所に持参により提出

(5) 提出物

競争入札参加申込書

(6) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書の交付

上記3により、競争入札参加申込書を提出し、上記2(1)～(4)の条件を満たした者には、次により競争入札参加資格確認通知書、仕様書及び入札説明書を交付します。

(1) 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書の交付方法及び場所

電子メールにて送付。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ電子メールアドレスを登録していない場合は上記3(2)の場所で交付。

(2) 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書の交付予定日

令和5年7月18日(火)

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒211－0052

川崎市中原区等々力1－2

市民文化局川崎市市民ミュージアム

担当：佐藤、渡部

電 話：044－754－4500

E-mail：25museum@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和5年7月19日(水)から令和5年7月25日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日の本市閉庁日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書を持参又はメールにてご提出下さい。

また、メールで質問書を提出する場合は、通信状況等により質問書を受信できなかった場合については回答することができませんので、必ず質問書を送信した旨を上記担当まで御連絡ください。

なお、電話等による仕様の問合せには一切応じません。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和5年7月28日(金)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた全者宛てに電子メール又はFAXにて送付します。

6 現地確認

競争入札参加資格があると認められた者で現地確認を希望する場合は、令和5年7月20日(木)又は令和5年7月21日(金)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間で、発注者と日程調整のうえ実施します。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和5年8月4日(金)10時

提出場所 川崎市川崎区駅前本町11－2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時・場所

8(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

要（契約金額の10%）

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札の手続等の詳細は入札説明書によります。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第971号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 王禅寺処理センター空気圧縮機点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地

(3) 履行期間 契約日から令和6年3月15日(金)まで

(4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。

(4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間

において、空気圧縮機点検に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

(5) 業務に必要な三井精機工業株式会社認定コンプレッサー技士を配置できること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)が確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

王禅寺処理センター

技術係 鈴木、白木、山口

電 話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月14日(金)9時から17時まで

(12時から13時までの間は除く。)

(3) 提出方法

持参（持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の資格証の写し。

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年7月20日(木)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和5年7月20日(木)9時から17時まで

(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年7月20日(木)9時から令和5年7月24日(月)17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください

い。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和5年7月25日(火)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時 令和5年7月27日(木)10時00分

イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲

覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(4) 詳細は入札説明書によります。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第972号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福 田 紀 彦 印

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市市民ミュージアム電話交換設備等賃貸借

(2) 履行場所

川崎市麻生区上麻生6丁目15番2号

(3) 履行期限

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 概要

受注者がその所有する電話交換設備等を発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、装置が正常な状態で稼動し得るように保守を行い、装置の機能を円滑に供給することを目的とする。詳細は仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定する資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「リース」・種目「事務用機器」で登録されている者。
- (4) 過去に本市又は他官公庁（日本国内）において類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有し、かつ、この業務委託について確実に履行できること。
- 3 入札参加申込書の配付及び提出
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布方法
- 「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) よりダウンロード（「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」）
- (2) 提出場所
- 〒211－0052 川崎市中原区等々力1番2号
市民文化局川崎市市民ミュージアム
企画調整担当 立石
電 話：044－754－4500
E-mail：25museum@city.kawasaki.jp
- (3) 配布及び提出期間
- 令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (4) 提出書類
- ア 競争入札参加申込書
イ 類似契約の契約書等の写し
※件名・契約相手・契約額がわかる部分のみで結構です。
- (5) 提出方法
- 3(2)の提出場所に持参により提出
- (6) その他
- 提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。
- 4 競争入札参加資格確認通知書、仕様書、質問書及び入札説明書の交付
- 上記3により、競争入札参加申込書を提出し、上記2(1)～(4)の条件を満たした者には、次により競争入札参加資格確認通知書、仕様書、質問書及び入札説明書を交付します。
- (1) 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等の交付方法及び場所
- 電子メールにて送付します。ただし、川崎市業務

- 委託有資格者名簿に電子メールアドレスを登録していない場合は、上記3(2)の場所で交付します。
- (2) 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等の交付予定日
- 令和5年7月20日(木)
- 5 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
- 〒211－0052 川崎市中原区等々力1番2号
市民文化局川崎市市民ミュージアム
企画調整担当 立石
電 話：044－754－4500
E-mail：25museum@city.kawasaki.jp
- (2) 問い合わせ期間
- 令和5年7月20日(木)から令和5年7月26日(水)午後5時まで
- (3) 問い合わせ方法
- 入札説明書に添付の質問書を持参又はメールにてご提出下さい。また、メールで質問書を提出する場合は、通信状況等により質問書を受信できなかった場合については回答することができませんので、必ず質問書を送信した旨を上記担当まで御連絡ください。なお、電話等による仕様の問い合わせには一切応じません。
- (4) 回答方法
- 競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和5年8月1日(火)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた全者宛てに電子メール又はFAXにて送付します。なお、競争入札参加資格通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答できません。
- 6 入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
- 持参
- (2) 入札書の提出日時・場所
- ア 入札日時
- 令和5年8月8日(火)10時
- イ 入札場所
- 川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階
川崎市市民文化局会議室
- (3) 入札保証金

免除

(4) 入札金額

ア 入札は総価で行います。

イ 履行期間の総額(税抜き)を入札金額とします。

契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、入札金額には契約期間内の業務履行に必要となる一切の費用を含めて見積もるものとし、月額の使用料(税抜きで1円未満の半数を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積もりしてください。

(5) 開札の日時・場所

上記7(2)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損害が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札の手続等の詳細は入札説明書によります。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

川崎市公告第973号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

国民健康保険料年間収納状況通知書作成及び圧着業務委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局医療保険部収納管理課、区役所保険年金課・支所区民センター等

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年11月30日まで

(4) 委託概要

「国民健康保険料年間収納状況通知書作成及び圧着業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他業務」・種目「その他」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本市国民健康保険システム(NEC製「COKAS-X」を使用)で取り扱う以下のフォントを正しく印字できる環境を有していること。

ア 川崎市明朝(川崎市独自フォント)

イ 川崎市明朝用外字フォント(川崎市独自フォント)

ウ 川崎市拡張フォント(川崎市独自フォント)

エ 川崎市拡張用外字フォント(川崎市独自フォント)

※上記アからエのフォントを表示するソフトウェア「Font Avenue 外字コントロール2000」(NEC製)については、受託者が準備する必要がある。

※上記アからエのフォントファイル(拡張子: .TTF/.TTE)については、本市から配布する。

(5) 平成31年4月1日以降に、本市または同規模程度の官公庁(政令指定都市等)において、類似の業務(一度に扱うデータ件数が200,000件以上となる封

入物の作成及び印字業務)に関する契約実績があり、問題なく履行したこと。

- (6) プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001) 認証を取得していること。

- 3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出先
入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、実績調書、2(5)の契約実績を証する書類及び2(6)を証する登録証の写しを提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
(パレール三井ビル12階)

川崎市役所健康福祉局

医療保険部収納管理課(担当 佐藤・吉田)

電 話 044-200-3595(直通)

FAX 044-200-3930

E-mail 40syunou@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- (3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 実績調書

ウ 契約実績を証する書類(契約書の写し等)

エ プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JIS Q 27001) 認証を取得していることを証する登録証の写し(有効期限内のもの)

- (4) 提出方法

持参によるものとし、郵送は認めません。

- (5) その他

仕様書、入札説明書、一般競争入札参加申込書等は、「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。なお、ダウンロードができない場合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期間、配布も行います。

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 交付方法

ア 令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスを登録している者には、令和5年7月20日(木)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

イ 当該委任先メールアドレスを登録していないものには、令和5年7月20日(木)の午前9時から午後5時までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (2) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。

- 5 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

- (2) 問い合わせ期間

令和5年7月20日(木)から令和5年7月25日(火)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号あて送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当あて電話連絡してください。

- (4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和5年7月28日(金)までに、電子メール又はFAXにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

- 6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

- 7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

- 8 入札手続等

- (1) 入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

ア 入札日時

令和5年8月8日(火)午前10時00分

イ 入札場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
(パレール三井ビル12階)

川崎市役所健康福祉局医療保険部会議室(A)

- (2) 入札方法

ア 入札は、単価で行います。入札書に記載する入札金額は、1件あたりの見積単価（消費税額及び地方消費税額を含めないこと。）を記載してください。

イ 入札は、所定の入札書をもって行います。

ウ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

エ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書を用意してください。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行う場合があります。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時

8(1)アに同じ

(6) 開札の場所

8(1)イに同じ

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 本入札に関しては、事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第974号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度麻生区役所・柿生分庁舎植木等維持管理業務委託

(2) 履行場所

麻生区役所（麻生区万福寺1丁目5番1号）

麻生区役所柿生分庁舎（麻生区上麻生6丁目29番18号）

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 業務内容

仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に規定する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和5・6年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に業種「樹木管理」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に登載され、かつ所在区分「市内」であること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項各号による中小企業者であること。

(5) 公園緑地の造園工事等の現場において主任技術者となることのできる『造園施工管理技士1級又は2級』、『造園技能士1級又は2級』をもつ社員を有する業者

(6) 『一般廃棄物収集運搬業許可』を有する業者。

(7) 本委託業務の遂行について、仕様書の内容を遵守

し、確実に業務を実施できること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1

麻生区役所まちづくり推進部総務課

電 話 044-965-5108

F A X 044-965-5200

電子メール 73soumu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
の午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

(3) 提出書類

入札参加申込書

2(5)及び2(6)資格等を有することが証明できるもの

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書(業務仕様書を含む)について

(1) 入札説明書の閲覧

この入札に関する入札説明書は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。

(2) 入札説明書の配布

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、入札説明書を配布します。また、3(1)の場所において、令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により入札参加申込書を提出し、かつ提出された書類を審査した結果、入札参加資格があると認められた者には、令和5年7月20日(木)までに、令和5・6年度川崎市競争入札資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

仕様書等の内容に関し、次により質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

ア 質問書の提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の提出期間

令和5年7月20日(木)午前8時30分から令和5年

7月28日(金)午後5時00分まで(ただし、持参により提出する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び正午から午後1時までの時間を除く)

ウ 質問書の提出方法

電子メール、F A X又は持参(質問書の様式は定めません)

(2) 回答

ア 回答日

令和5年7月31日(月)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、5の一般競争入札参加資格確認通知書を送付したすべての者に対して、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。質問回答書は、令和5・6年度川崎市競争入札資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。回答後の再質問は受け付けません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加をすることができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札参加申込書、その他の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時

令和5年8月2日(木) 午前10時

(3) 入札書の提出場所

川崎市麻生区万福寺1-5-1

麻生区役所第1会議室A

(4) 入札金額

ア 入札金額は、契約期間中の総額とします。

イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(5) 入札保証金

免除とします

(6) 開札の日時

8(2)と同じ

(7) 開札の場所

8(3)と同じ

(8) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価
格をもって有効な入札を行った者を落札者としま
す。

(9) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所又は川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することが
できます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期し、又は取りやめる場合が
あります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定める
ところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ。

川崎市公告第975号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

事業用操縦士の限定変更訓練（A S 365型）業務
委託

(2) 履行場所

東京都江東区新木場4-7-53

川崎市消防局警防部航空隊

(3) 履行期限

契約締結日から令和5年12月20日まで

(4) 委託概要

川崎市消防局警防部航空隊に所属する事業用操縦
士に対する、航空法第29条の2による技能証明の限
定変更試験受験に伴う訓練及び国家試験受験のため、教官として操縦士1名を派遣し、川崎市所有の
A S 365N 3+型を使用し訓練を実施する業務を委
託するものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満た
さなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「その他業務」種目「その他」で登録されてい
る者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で1件以上、国または地方公共団体に
おいて類似の契約を締結し、すべて誠実に履行して
いること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、入
札参加申込書、類似の契約実績を証する書類（契約書、
仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなけ
ればなりません。

(1) 配布・提出場所

東京都江東区新木場4-7-53

川崎市消防局警防部航空隊

電話 03-3522-0119（直通）

(2) 配布・提出期間

令和5年7月10日から令和5年7月19日までの、
午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時及び土曜日、日曜日並び
に国民の祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、入札参加申込書、質問書様式が添付さ
れている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期
間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布
します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわ
さき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダ
ウンロードできます。

5 確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により確認通
知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年7月21日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に
電子メールのアドレスを登録している場合は、同日
の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)と同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3 (1) の場所、又は電子メール(84kouku@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年7月10日から令和5年7月25日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日並びに国民の祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

公平を期するため、一括して全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5年7月28日に、メール又はFAXで本件の入札参加資格を有する全員に回答します。なお、回答書の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年8月3日 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

要

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第976号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 中原区内都市計画道路予定地除草委託

(2) 履行場所 川崎市中原区役所道路公園センター管内

(3) 履行期限 令和6年3月29日限り。

(4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- 3 入札参加申込書の配付及び提出
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配付・提出場所
- 〒211-0041
川崎市中原区下小田中2丁目9番1号
川崎市中原区役所道路公園センター
電 話 : 044-788-2311
F A X : 044-788-1106
E-Mail : 65doukan@city.kawasaki.jp
※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (2) 配付・提出期間
- 令和5年7月10日(月)から令和5年7月14日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)
- (3) 提出書類
- 入札参加申込書
- (4) 提出方法
- 持参
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付場所
- 入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録された電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年7月19日(水)に送付します。
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 質問受付方法
- 電子メールまたはF A Xによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)
- E-Mail : 65doukan@city.kawasaki.jp
F A X : 044-788-1106
- (2) 質問受付期間

- 令和5年7月19日(水)午前9時から令和5年7月24日(月)午後5時までとします。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 回答方法
- 令和5年7月26日(水)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メールにて回答書を送付します。
- なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。
- 6 入札参加資格の喪失
- 入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。
- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札書の記載における注意事項
- ア 入札参加者は、川崎市契約規則で定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印(押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。)入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して、所定の日時及び場所へ提出してください。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。
- (2) 入札方法
- 持参による入札
- (3) 入札の日時・場所
- ア 日時 令和5年8月1日(火)午前10時00分
イ 場所 中原区役所5階502会議室(中原区小杉町3-245)
- (4) 入札保証金
- 免除とします。
- (5) 開札の日時・場所
- 7(3)に同じ
- (6) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格

をもって入札を行った入札者を落札者とします。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第977号

入 札 公 告

令和5年7月10日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度川崎港内消防用設備点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町、東扇島地内

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月29日まで

(4) 業務概要

本委託業務は、東扇島地区及び千鳥町地区にある港湾施設(建物)内の消火器・消火栓等の点検をおこなうものである。点検箇所は、東扇島モータープール、千鳥町モータープール、千鳥町施設(上屋・船客ターミナル・船舶給水事務所・船舶詰所・千鳥町分室)。

詳細については、「令和5年度川崎港内消防用設備点検業務委託仕様書」による。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」で登録されている者。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター

港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月14日(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和5年7月21日(金)午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時の間は除きます)。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年7月21日(金)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年7月24日(月)午前9時から令和5年7月26日(水)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限りです。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和5年8月2日(木)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年8月7日(月) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第978号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

悪質商法対策広報等業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年2月9日まで

(4) 業務概要

「悪質商法対策広報等業務委託仕様書」による

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「広告代理店」で登録されている者。
- (4) 過去（5年程度）に本市又はその他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申し込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所・問合せ先
川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター
啓発係
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
電 話 044-200-3864
FAX 044-244-6099
E-mail 28syohi@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで
(土日祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 書類及び様式の配布
入札説明書（競争入札参加申込書の様式も含まれます。）及び仕様書は、3(1)の場所において令和5年7月10日(月)から令和5年7月18日(火)まで縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。（土日祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードできます。なお、入札説明会は実施しません。
- (4) 提出方法
「競争入札参加申込書」は、封筒に入札件名を記載の上、持参又は簡易書留等記録が残る方法により郵送〔必着〕してください。
提出先 3(1)配布・提出場所・問合せ先と同じ。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者に対し、2の競争入札参加資格について審査し、入札参加申込書に記載の電子メールアドレス又はFAX宛て令和5年7月24日(月)までに入札参加確認通知書を交付します。
- 5 仕様に関する問合せ
(1) 質問書の送付先
3(1)配布・提出場所・問合せ先と同じ。
(2) 質問書受付期間
令和5年7月24日(月)午前9時から7月26日(水)午後5時まで。

- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
- (4) 質問書受付方法
入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号宛て送付し、「質問書」を送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。持参する場合の提出先は、3(1)配布・提出場所・問合せ先と同じです。
- (5) 回答方法
質問に対する回答については、令和5年7月28日(金)までに、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき及び提出をしなかったとき。
- 7 入札の手続等
(1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和5年8月7日(月) 午前11時00分
イ 入札場所
川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価

格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類（入札説明書に添付の「委任状」もしくは任意の様式も可とします。）を事前に提出しなければなりません。開札においては、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は除きます。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) その他、問合せ窓口は、「3(1) 配布・提出場所・問合せ先」と同じです。

川崎市公告第979号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防局庁舎消防設備点検整備業務委託（南部）

(2) 履行場所

川崎市川崎区池上新町3-1-5 ほかに19か所

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、川崎市消防局庁舎等における防火対象物について「消防法第17条3の3」及び「消防法施行規則第31条の4」に基づく法定点検及び整備等を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5年間で2件以上、官公庁において消防設備点検整備業務の契約実績（業務完了している契約）があること。

(6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士（甲種第1、2、4、5類及び乙種第6類）免状を保有するものを業務にあたらせること。また、当該設備士との雇用関係を証明できる書類（免状、保険証等）を提出すること。

(7) 業務の全部を一括または主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、及び2(5)、(6)に該当する書類を提出しなければなりません。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

（川崎市消防局総合庁舎8階）

川崎市消防局総務部施設整備課

電話 044-223-2551（直通）

(2) 配布・提出期間

令和5年7月10日から令和5年7月19日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)に該当する契約内容を確認できる契約書等の写し
- ウ 2(6)に該当する消防設備士資格証の写し及び雇用関係を証明できる書類
- エ 再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年7月21日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年7月10日から令和5年7月25日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和5年7月26日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めると必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月31日 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎8階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第980号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
消防局庁舎消防設備点検整備業務委託（北部）
- (2) 履行場所
川崎市高津区二子5-14-5 ほか19か所
- (3) 履行期限
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 調達概要
本業務は、川崎市消防局庁舎等における防火対象物について「消防法第17条3の3」及び「消防法施行規則第31条の4」に基づく法定点検及び整備等を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されている者。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去5年間で2件以上、官公庁において消防設備点検整備業務の契約実績（業務完了している契約）があること。
- (6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士（甲種第1、2、4、5類及び乙種第6類）免状を保有するものを業務にあたらせること。また、当該設備士との雇用関係を証明できる書類（免状、保険証等）を提出すること。
- (7) 業務の全部を一括または主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、及び2(5)、(6)に該当する書類を提出しなければなりません。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7

(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設設備課

電話 044-223-2551（直通）

(2) 配布・提出期間

令和5年7月10日から令和5年7月19日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に該当する契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 2(6)に該当する消防設備士資格証の写し及び雇用関係を証明できる書類

エ 再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年7月21日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.

kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年7月10日から令和5年7月25日までの、
午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和5年7月26日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月31日 午後2時30分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎8階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第981号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 教職員人事管理運営用機器賃貸借

(2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2F

川崎市教育委員会事務局職員部

教職員人事課

(3) 履行期間 令和5年9月1日から令和10年3月31日まで

(4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に業種「リース」種目「事務機器」で登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

(4) 本市又は他の官公庁において類似の契約実績を有すること。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2F

教育委員会事務局職員部教職員人事課

担当 御堂

電 話 044-200-3276

F A X 044-200-2869

E-mail 88kyojin@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月14日(金)までの下記の時間

午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分
(土・日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出方法

持参に限る。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」 <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>) ダウンロードできない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5年7月18日(火)までに令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス(以下、「届出電子メールアドレス」という。)宛てに競争参加資格確認通知書を送付します。なお、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和5年7月18日(火)

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和5年

7月10日(月)から令和5年7月14日(金)まで縦覧に供します。(土・日曜日及び休日を除く、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで)

5 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和5年7月18日(火)から令和5年7月19日(水)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

(土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については令和5年7月20日(木)、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ届出電子メール宛て送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、F A Xで送付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種のカタログを令和5年7月21日(金)午後5時15分までに3(1)の場所に提出してください。

7 入札参加資格

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、リースの総額(税抜き)で行います。契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月27日(木) 15時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル2F 会議室

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

9 契約手続き等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index/htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除できるものとします。
また、上記解除に伴い、損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができます。補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

川崎市公告第982号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 中原市民館LED照明器具賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12 中原市民館
- (3) 履行期間 契約日から令和11年2月28日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」、ランク「A」または「B」で登録されていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0004

川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12

中原市民館

電 話 044-433-7773

F A X 044-430-0132

電子メール 88nakasi@city.kawasaki.jp

一般競争入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- (2) 配布・提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月19日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日、祝日及び市民館休館日の7月18日を除きます。)

- (3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

業務の仕様書、一般競争入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5年7月24日(月)までに、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレスあて、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。また、電子メールアドレスの登録を行っていない場合はFAXにて交付します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年7月12日(水)から7月26日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88nakasi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-430-0132

(5) 回答方法

令和5年8月7日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札金額は、税抜きの総額で行います。ただし本事業には補助金(補助率: 税込総額の2/3)が別途交付されますので、補助金の金額を減算した金額を入札書に記載してください。

イ 入札金額の算出の詳細は次のとおりとします。

(ア) 月額の賃貸借料(税抜で1円未満の端数を切り捨てた額)に賃貸月数である60か月を乗じ、さらに消費税額を加算して税込総額を算出します。

(イ) (ア)の金額の2/3にあたる金額(千円未満切捨て)を補助金額とし、(ア)の金額から補助金額を減算し、さらにその金額から消費税額を減算した税抜金額を入札金額とします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に入れて持参してください。ただし、入札者の代理人

が提出する場合には、入札者の記名押印のほか、代理人の記名押印及び入札者からの委任状の提出が必要となります。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。入札場所に入場しようとする時は、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年8月31日(木)午後3時00分

イ 入札場所

川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12

中原市民館 第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納付しなければなりません。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (5) 支払いについては、毎月払いとします。
- (6) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (7) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が発生した場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求できるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (8) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができるものとします。
- (9) 契約金額（入札金額）については、補助金（補助率：税込総額の2/3）が交付されることを前提に算出するものとします。なお補助金についてはLED照明器具設置完了後に交付するものとし、その詳細は川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱に示します。

川崎市公告第983号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立学校（南部）の簡易専用水道及び小規模受水槽水道管理検査業務

(2) 履行場所

川崎・幸・中原区内の簡易専用水道及び小規模受水槽水道がある川崎市立学校（特定建築物に該当し、PFI事業や建築管理業務として管理検査を実施している学校を除く）

(3) 履行期間

令和5年9月1日から令和6年3月21日まで

(4) 調達概要

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査及び川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第16条第1項に基づく小規模受水槽水道の管理に係る検査を実施するとともに、検査結果書類を交付すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」で登録されている者。
 - (4) 履行期間が有効期間内となる水道法第34条の2第2項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者であること。また、簡易専用水道の管理の検査を行う区域に川崎市が含まれること。
 - (5) 履行期間において川崎市小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第16条第1項に規定する市長の指定する者であること。
- 3 入札参加申込書等の配付及び提出

この入札に関する資料（入札説明書、仕様書、入札参加申込書等）は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧できます。また、3(1)の場所で配布します。

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部

健康教育課学校環境衛生担当 油田

電 話 044-200-3294（直通）、

FAX 044-200-2853

電子メール 88kenko@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和5年7月10日から令和5年7月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から12時まで及び13時から17時まで）

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 小規模受水槽水道検査機関の指定書等の写し

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格の確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和5年7月21日までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様の内容に関し、質問することができます。なお、仕様以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

イ 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の配布・提出期間

令和5年7月10日から令和5年7月25日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から12時まで及び13時から17時まで)

エ 質問書の提出方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
持参先等は3(1)に同じです。

なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(1)ウの期間内に必着するように発送してください。

(2) 回答

ア 回答日

令和5年7月27日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

また、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 入札参加申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札の方法

入札は総価で行い、入札金額は仕様書に定める各検査内容の単価と予定数を乗じた額の合計額（消費税額及び地方消費税額を含めない）とします。

(2) 入札書の提出方法

持参

(3) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和5年8月2日14時

提出場所 川崎市役所第3庁舎15階第1会議室

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約は単価契約とし、契約単価は入札金額の基礎となった検査内容の各単価をとします。

なお、小規模受水槽水道管理状況検査については、消費税法第6条第1項 別表第1の5のイ(2)にある検査のため、消費税非課税となります。

(2) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除します。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 詳細は入札説明書によります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第984号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立学校（北部）の簡易専用水道及び小規模受水槽水道管理検査業務

(2) 履行場所

高津・宮前・多摩・麻生区内の簡易専用水道及び小規模受水槽水道がある川崎市立学校（特定建築物に該当し、PFI事業や建築管理業務として管理検査を実施している学校を除く）

(3) 履行期間

令和5年9月1日から令和6年3月21日まで

(4) 調達概要

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査及び川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第16条第1項に基づく小規模受水槽水道の管理に係る検査を実施するとともに、検査結果書類を交付すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」で登録されている者。

(4) 履行期間が有効期間内となる水道法第34条の2第2項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた者であること。また、簡易専用水道の管理の検査を行う区域に川崎市が含まれること。

(5) 履行期間において川崎市小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第16条第1項に規定する市長の指定する者であること。

3 入札参加申込書等の配付及び提出

この入札に関する資料（入札説明書、仕様書、入札参加申込書等）は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧できます。また、3(1)の場所で配布します。

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局学校教育部

健康教育課学校環境衛生担当 油田

電 話 044-200-3294（直通）、

FAX 044-200-2853

電子メール 88kenko@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和5年7月10日から令和5年7月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から12時まで及び13時から17時まで）

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 小規模受水槽水道検査機関の指定書等の写し

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格の確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和5年7月21日までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様の内容に関し、質問することができます。なお、仕様以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

イ 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の配布・提出期間

令和5年7月10日から令和5年7月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から12時まで及び13時から17時まで）

エ 質問書の提出方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じです。

なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(1)ウの期間内に必着するよう発送してください。

(2) 回答

ア 回答日

令和5年7月27日

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出さ

れた場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和５・６年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはＦＡＸで送付します。

また、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 入札参加申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札の方法

入札は総価で行い、入札金額は仕様書に定める各検査内容の単価と予定数を乗じた額の合計額（消費税額及び地方消費税額を含めない）とします。

(2) 入札書の提出方法

持参

(3) 入札書の提出日時・場所

提出日時 令和５年８月２日14時30分

提出場所 川崎市役所第３庁舎15階第１会議室

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約は単価契約とし、契約単価は入札金額の基礎となった検査内容の各単価をとします。

なお、小規模受水槽水道管理状況検査については、消費税法第６条第１項 別表第１の５のイ（２）にある検査のため、消費税非課税となります。

(2) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第５号の適用により免除します。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 詳細は入札説明書によります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は３(1)に同じです。

川崎市公告第985号

入 札 公 告

令和５年７月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和５年度港湾施設点検調査及び維持管理計画更新業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区川崎港内

(3) 履行期間

契約日から令和６年３月19日まで

(4) 業務概要

本委託は、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令第４条第６項の規定による技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」に基づき、対象港湾施設の点検及び調査を実施し、維持管理計画の更新を行うものである。

現地調査 …………… １式

計画書更新 …………… １式

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和５・６年度川崎市業務委託有資格業者名簿に

業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港」で登録されていること。

- (4) 平成30年度以降に港湾施設または海岸保全施設の維持管理計画策定または更新に関する業務を元請けとして実施し、完了した実績を有すること。

- (5) 次の要件を満たす者を配置できること。

ア 管理技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、R C C Mの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。

イ 照査技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、R C C Mの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。

なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

- (1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター

港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- (2) 配布・提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月14日(金)までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

- (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に記載された要件を満たしていることを証する書類（契約書の写しなど）

ウ 2(5)に記載された要件を満たしていることを証する書類（資格証の写しなど）

- (4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

- (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和5年7月21日(金)午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除きます。）

- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年7月21日(金)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

- (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

- (2) 質問受付期間

令和5年7月24日(月)午前9時から令和5年7月27日(木)午後4時まで

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

- (4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

- (5) 回答方法

令和5年8月2日(木)までに、文書（F A X又は電子メール）にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法 持参

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年8月21日(月)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格
をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格
をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場
合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができま
す。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) この委託は、電子納品の対象です。電子納品とは、
川崎市電子納品要領に基づき、最終成果物を電子
データで納品することです。川崎市電子納品要領に
ついては、川崎市ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-34-6-0-0-0-0-0-0.html>)をご覧ください。

(5) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資
料】積算入力データリスト」を添付しています。「登
録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に
掲載のない単価等を明示しています。(添付してい
ない場合もあります。)
「【参考資料】積算入力データリスト」は、委託設計書の設計内容を明確にする
ため、積算システムに入力した積算情報を参考とし

て掲載したものです。また、摘要欄に記載されてい
るシステム記号等については、システム構成上、標
準的なものを表示しています。

川崎市公告第986号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市立学校給食室給湯器保守点検
業務委託

(2) 履行場所 川崎市立学校

(3) 履行期間 契約日～令和6年3月31日

(4) 業務概要 「仕様書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」、業種「施設維持管理」に登録さ
れていること。

(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関
する法律」第2条第1項各号による中小企業者であ
ること。

(5) 平成29年度以降で給湯器保守点検業務の類似委託
業務の契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加
の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加
申込書は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札
情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のペー
ジからダウンロードしてください。

(1) 配布・提出及び問い合わせ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 辻

電 話 044-200-3480

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年7月10日(月)～令和5年7月14日(金)

9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格の確認ができる書類の写し

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

※提出書類の不備や参加資格の確認ができない場合は、無効となる場合があります。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は3(1)の所管課まで電話連絡してください。なお、未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず未提出として取り扱います。

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

※入札説明資料も送付します。仕様に関する提供資料が含まれますので必ず確認してください。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）にて送付します。

(2) 日時

令和5年7月19日(木)までに交付

5 仕様に関する質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和5年7月19日(木)9時00分～令和5年7月21日(金)16時00分

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡をしてください。郵送による提出は認めません。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和5年7月25日(火)までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札方法 持参による紙入札

(3) 入札・開札の日時 令和5年7月28日(金)
10時00分

(4) 入札・開札の場所 川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎15階
第1会議室

(5) 入札保証金 免除

8 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格等の疑義が生じた場合は、調査を行う場合があります。

(2) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 免除

(3) 前払金 否

10 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

(5) 本件の公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第987号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道登戸野川線 (VI) 舗装道補修 (歩道透水性) 工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区西野川3丁目9番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年7月27日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 (1) 入札参加者は、「市道扇町2号線道路補修(切削)工事」、「市道麻生2号線道路改良工事」又は「市道登戸野川線(VI)舗装道補修(歩道透水性)工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「市道扇町2号線道路補修(切削)工事」、「市道麻生2号線道路改良工事」、「市道登戸野川線(VI)舗装道補修(歩道透水性)工事」の順に行います。 (3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道扇町2号線道路補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区扇町10番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	

参 加 資 格	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和５年７月27日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 (1) 入札参加者は、「市道扇町２号線道路補修（切削）工事」、「市道麻生２号線道路改良工事」又は「市道登戸野川線（Ⅵ）舗装道補修（歩道透水性）工事」のいずれか１件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「市道扇町２号線道路補修（切削）工事」、「市道麻生２号線道路改良工事」、「市道登戸野川線（Ⅵ）舗装道補修（歩道透水性）工事」の順に行います。 (3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第３条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件３)

競争入札に付する事項	件 名	市道麻生２号線道路改良工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区千代ヶ丘４丁目21番地先
	履 行 期 間	契約の日から110日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。	

参 加 資 格	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年7月27日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 (1) 入札参加者は、「市道扇町2号線道路補修(切削)工事」、「市道麻生2号線道路改良工事」又は「市道登戸野川線(VI)舗装道補修(歩道透水性)工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「市道扇町2号線道路補修(切削)工事」、「市道麻生2号線道路改良工事」、「市道登戸野川線(VI)舗装道補修(歩道透水性)工事」の順に行います。 (3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなりません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区内道路補修(緊急23-2)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。	

参 加 資 格	(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年7月28日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道溝口85号線道路補修（切削）工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口2丁目19番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年7月28日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生区内自転車通行環境整備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から130日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年7月28日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	白幡台小学校直結給水化改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区南平台13番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年8月23日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	浮島処理センター洗濯室等空調設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町509番地1
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参 加 資 格	(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年8月21日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	恵楽園受変電設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延2丁目26番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年8月25日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	夢見ヶ崎動物公園利用者利便施設新築工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬1丁目2番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年8月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年8月25日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第988号

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第8条の5第1項の規定に基づく環境配慮計画見解書の提出がありましたので、同条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第8条の4に定める事項について次のとおり公告します。

令和5年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

環境配慮計画見解書について

1 環境配慮計画策定者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

2 事業計画の名称

等々力緑地再編整備・運営等事業

3 環境配慮計画見解書の要旨

第1章 事業計画の概要

第2章 環境配慮計画書の縦覧等の経過

第3章 市民意見等の概要と環境配慮計画策定者の見解

第4章 環境配慮計画書関係地域の範囲
資料編

4 環境配慮計画見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間**(1) 期間**

令和5年7月12日(水)から令和5年7月26日(水)まで

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 場所

中原区役所（5階）、環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで。（7月12日は正午から）

川崎市公告第989号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和5年7月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託事業名

令和5年度小地域における生活支援体制等整備事業業務委託

2 委託内容

小地域における生活支援体制等整備に取り組むため、介護事業所に生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題解決にむけた支援を行う。 等

3 履行期限

令和5年10月1日～令和6年3月31日

4 提案書の提出者の資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第83条第1項に規定する「指定小規模多機能型居宅介護事業所」又は条例第192条第1項に規定する「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」として川崎市から指定されていること。

(4) 本年度4月1日から起算して過去2年の間に、川崎市から介護保険法（平成9年法律123号）第78条の9第3項に定める命令を受けていないこと。

(5) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

5 担当部署

健康福祉局地域包括ケア推進室

6 参加意向申出書**(1) 配布期間**

令和5年7月12日(水)から7月28日(金)まで

土日祝日を除く 9:00～12:00 / 13:00～17:00

(2) 配布場所

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当

所在地：川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階

(3) 提出書類

① 参加意向申出書（様式1）

② 事業者概要書（様式2）

③ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）

④ 誓約書（様式4）

(4) 提出期限

令和5年7月28日(金)

9:00～12:00 / 13:00～17:00

(5) 提出場所

上記(2)と同じ

(6) 提出方法

郵送又は持参 ※郵送の場合は受付期間最終日当日消印有効
 郵送の場合、簡易書留にて送付すること

7 企画提案書等

(1) 提出期限

令和5年8月24日(火)17:00

(2) 提出場所

6(2)と同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参 *郵送の場合は提出期間最終日当日消印有効

(4) 提出書類

- | | |
|-------------------|----|
| ① 表紙(様式7) | 1部 |
| ② 提案書(様式8 ⑤-2を含む) | 1部 |
| ③ 要件確認書(様式9) | 1部 |
| ④ 見積書(様式10) | 1部 |
| ⑤ 添付書類 | 1部 |

8 選定審査委員会

(1) 日時

令和5年9月5日(火)(時間及び開催場所は後日連絡。)

(2) 時間

各社プレゼンテーション15分以内、質疑10分程度とする。

(3) 評価項目

次項参照

各項目と配点比率

項目	配点
活動実績	30点
①利用者の自宅や地域での暮らしを支えるために、事業所による直接的な支援以外に、どのような工夫を行っているか。	10点
②利用者へのケアを通じて、近隣住民や地域の関係者との関係づくりが行われているか。	5点
③地域との積極的な関係づくりや、地域課題の解決に向けた取組、介護保険サービスを利用していない地域住民からの相談・支援等に取り組んでいるか。	5点
④活動にあたっては、事業所が直接支援をするだけでなく、地域との協働体制が築けているか。	5点
対象エリアの状況把握	
⑤地域での取組にあたって、対象エリアの状況を収集できているか。また、地域の関係者と共有しているか。	5点
活動計画	55点

人員体制

⑥事業所のスタッフが増える等、事業所全体として円滑な業務実施が可能となる提案になっているか。	10点
--	-----

⑦対象エリアの状況を把握している等、円滑な事業実施が可能な人材を配置する提案となっているか。又は、地域での活動について実績・経験を有する人材を配置する提案となっているか。	10点
---	-----

活動計画

⑧	・取組を効果的に進めるために、地域の生活支援ニーズをどのように把握するか。	10点
	・取組を効果的に進めるために、どのような地域の資源を把握するか。	5点
	・事業所の資源を活用した支援だけではなく、地域の様々な資源(人・活動・場所等)を活用・連携する視点が盛り込まれているか。	10点
	・地域交流スペース等の事業所の持つ資源を積極的に活用する計画になっているか。	10点

その他の取組	10点
--------	-----

事業所のネットワークづくり等の取組

⑨事業所間の顔の見える関係づくり、複数事業所による勉強会の開催など、地域の介護サービス事業所のネットワークづくりの取組実績があるか。	5点
--	----

行政との連携・制度の理解

⑩過去1年間に、次の項目に該当した取組の実績があるか。(法人としての取組を評価) ●介護保険制度に関する、国・県・市等の行政機関による検討会への参画、研修企画等への協力実績がある ●かわさきいきいき長寿プランの推進に資する取組がある ●区役所と連携して実施した取組がある	5点
--	----

その他評価	5点
-------	----

⑪積極的な提案が行われているか。	5点
------------------	----

合計	100点
----	------

9 関連情報を入手するための照会窓口

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

(ソリッドスクエア西館10階)

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

地域保健担当 高橋・大日方

電 話 044 (200) 3718

メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp

10 その他

- 要請手続において使用する言語及び通話
日本語・円
- 契約書作成の要否
要
- 提案書作成及び提出に関する費用負担
提案者負担とする。
- 業務規模概算額(上限)
1事業所あたり合計1,750,000円(非課税)
- 提出された書類は返却しない。
- 作成された制作物等の著作権は川崎市に帰属する。

川崎市公告第990号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年7月13日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区菅五丁目7番34-1号 菊山 貴士		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅五丁目1939番2、1940番2、 1940番11 11949番3、無地番地の各一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	9.02メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第606号		廃止 年月日	令和5年7月 13日

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第257号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

行政情報システム管理業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎 ほか

(3) 履行期間

令和5年10月1日から令和9年12月31日まで

(4) 委託概要

行政情報システムの運用管理業務及びシステムを利用する職員からの問い合わせ対応を行うヘルプデスク業務。詳細は「行政情報システム管理業務委託仕様書」によります。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登録さ

れていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年8月4日(金)までに行ってください。

(3) この業務委託について、本市又は本市と同規模の他官公庁において類似の契約実績があること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び「6事前資料の提出」に記載の資料を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4（第3庁舎9階）

総務企画局デジタル化施策推進室

担当 佐伯、内山

電 話：044-200-2071

FAX：044-200-3752

E-mail：17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年7月25日(火)から令和5年8月4日(金)までとします（土・日及び休日を除く毎日8時30分から12時まで及び13時から17時まで）。

(3) 提出方法

持参とします。

4 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所及び問合せ先

3(1)に同じ

(2) 日時

令和5年8月14日(月)

8時30分から12時まで及び13時から17時まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和5年7月25日(火)から令和5年8月4日(金)まで縦覧に供します（土・日及び休日を除く、毎日8時30分から12時まで及び13時から17時まで）。

5 仕様に関する問合わせ

(1) 問合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問合わせ期間

令和5年8月14日(月)から令和5年8月18日(金)まで

(毎日 8 時30分から12時まで及び13時から17時まで)。

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日 8 時30分から正午まで及び13時から17時まで)。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年8月25日(金)までに、全社宛てに電子メールにより送付します。

6 事前資料の提出

この入札の参加者は、次の事前資料を令和5年8月30日(木)までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

(1) 運用体制図・要員一覧

(2) 運用管理及びヘルプデスク要員の類似業務実績と保有資格

(3) Windowsサーバ、Unixサーバ及びLinuxサーバの運用実績

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札は、総額(税抜き)で行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種工事・設定・代行手続き等に係る一切の費用を含め見積もるものとしします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

なお、郵送による入札を行う場合は、さらに「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便にて送付してください。この場合は、郵送

した日に3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月4日(月)10時半

イ 場所

デジタル化施策推進室 開発室Ⅱ

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限

令和5年9月1日(金)必着

イ あて先

3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

落札者は契約書2通を作成し、令和5年9月8日(金)17時までに3(1)の場所に持参してください。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」の契約関係規程において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札への参加者が、2社以上にならないときは、入札を中止することがあります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(5) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆

記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

(6) その他問合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Operation management of Administrative information system and Response to inquiries.

(2) Time-limit for tender :

10 : 30 A.M. September 4, 2023

(3) Time-limit for tender by mail :

September 1, 2023

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Digitalization Policy Promotion Office

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan

Tel : 044-200-2071

FAX : 044-200-3752

E-mail : 17digital@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第258号

入 札 公 告

川崎市立殿町小学校他162校で使用する再生可能エネルギー 100%電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年7月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立殿町小学校他162校で使用する再生可能エネルギー 100%電力の供給に関する契約

(2) 内訳・履行場所・予定使用電力量

別紙のとおり

(3) 契約期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の

2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者、または小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、未申請の者(入札参加業種・種目に申請のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和5年8月1日(火)までに行うこと。

(5) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、入札参加資格を有している者であること。なお、未申請の者は、環境局脱炭素戦略推進室に所定の様式により資格審査申請を令和5年8月1日(火)までに行うこと。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎17階

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 菅原、坂田

電 話 : 044-200-1223

F A X : 044-200-3921

E-mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年7月25日(火)から令和5年8月1日(火)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和5年8月1日(火)午後5時を必着とします。

なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和5年7月25日(火)から令和5

年8月1日(火)まで縦覧に供します。

ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和5年8月9日(水) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年8月9日(水)までに電子メールで配信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和5年8月9日(水)から令和5年8月21日(月)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に直接提出するか、FAX又はメールをしてください。なお、FAX又はメールをした場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年8月28日(月)までに、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

(5) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

令和5年9月1日(金) 午後5時必着

(イ) 郵送場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5-4第3庁舎17階

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

令和5年9月4日(月) 午後1時30分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料金単価」及び「電力量料金単価」とします。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとします。また、燃料費等調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一切の諸経費を含むこととします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 前払金

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :
Electricity about 21,067,000kWh to use at
Municipal Tonomachi Elementary School
In addition to 162 schools
- (2) Time-limit for tender:
1:30 P.M. 4, September, 2023
- (3) Time-limit for tender by mail:
5:00 P.M. 1, September, 2023
- (4) Contact point for the notice
Decarbonization Strategy Development Office
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan
Tel:044-200-1223

別紙

番号	施設名	履行場所	予定使用電力量 (kWh)
1	殿町小学校	川崎市川崎区殿町 1-17-19	95,000
2	四谷小学校	川崎市川崎区四谷下町 4-1	60,000
3	東門前小学校	川崎市川崎区東門前 3-4-6	248,000
4	大師小学校	川崎市川崎区東門前 2-6-1	109,000
5	川中島小学校	川崎市川崎区川中島 2-4-19	132,000
6	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎 3-2-1	120,000
7	さくら小学校	川崎市川崎区桜本 1-9-15	186,000
8	大島小学校	川崎市川崎区浜町 1-5-1	82,000
9	渡田小学校	川崎市川崎区田島町 14-1	139,000
10	東小田小学校	川崎市川崎区小田 5-11-20	84,000
11	小田小学校	川崎市川崎区小田 4-12-24	125,000
12	浅田小学校	川崎市川崎区浅田 2-11-21	85,000
13	東大島小学校	川崎市川崎区大島 5-25-1	62,000
14	向小学校	川崎市川崎区大島 4-17-1	85,000
15	田島小学校	川崎市川崎区渡田 1-20-1	80,000
16	新町小学校	川崎市川崎区渡田新町 3-15-1	80,000
17	旭町小学校	川崎市川崎区旭町 2-2-1	153,000

18	宮前小学校	川崎市川崎区宮前町 8-13	154,000
19	川崎小学校	川崎市川崎区日進町 20-1	116,000
20	京町小学校	川崎市川崎区京町 1-1-4	91,000
21	幸町小学校	川崎市幸区中幸町 2-17	110,000
22	南河原小学校	川崎市幸区都町 18	101,000
23	御幸小学校	川崎市幸区遠藤町 1	282,000
24	西御幸小学校	川崎市幸区小向西町 4-30	70,000
25	戸手小学校	川崎市幸区戸手本町 1-165	114,000
26	古川小学校	川崎市幸区古川町 70	116,000
27	東小倉小学校	川崎市幸区東小倉 1-1	109,000
28	下平間小学校	川崎市幸区下平間 175	82,000
29	古市場小学校	川崎市幸区古市場 1-1	93,000
30	日吉小学校	川崎市幸区北加瀬 1-37-1	163,000
31	小倉小学校	川崎市幸区小倉 2-20-1	113,000
32	南加瀬小学校	川崎市幸区南加瀬 4-24-1	93,000
33	夢見ヶ崎小学校	川崎市幸区南加瀬 2-13-1	74,000
34	下河原小学校	川崎市中原区上平間 585	79,000
35	平間小学校	川崎市中原区上平間 1480	96,000
36	玉川小学校	川崎市中原区北谷町 32	114,000
37	下沼部小学校	川崎市中原区下沼部 1955	139,000
38	荻宿小学校	川崎市中原区荻宿 25-1	88,000
39	木月小学校	川崎市中原区木月 4-53-1	68,000
40	東住吉小学校	川崎市中原区木住吉町 1-11	136,000
41	住吉小学校	川崎市中原区木月祇園町 17-1	81,000
42	井田小学校	川崎市中原区井田中ノ町 29-1	152,000
43	今井小学校	川崎市中原区今井西町 3-18	131,000
44	上丸子小学校	川崎市中原区上丸子八幡町 815	195,000
45	西丸子小学校	川崎市中原区小杉陣屋町 2-19-1	78,000
46	中原小学校	川崎市中原区小杉御殿町 1-950	114,000
47	宮内小学校	川崎市中原区宮内 2-4-1	133,000
48	大戸小学校	川崎市中原区下小田中 1-4-1	147,000
49	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中 3-35-1	161,000
50	新城小学校	川崎市中原区下新城 1-15-1	89,000
51	大谷戸小学校	川崎市中原区上小田中 1-27-1	180,000
52	小杉小学校	川崎市中原区小杉町 2-295-1	202,000
53	橘小学校	川崎市高津区千年 1024	162,000
54	末長小学校	川崎市高津区末長 3-8-1	190,000
55	新作小学校	川崎市高津区新作 1-9-1	67,000
56	東高津小学校	川崎市高津区北見方 2-5-1	264,000
57	坂戸小学校	川崎市高津区坂戸 1-18-1	84,000
58	下作延小学校	川崎市高津区下作延 5-19-1	92,000
59	高津小学校	川崎市高津区溝口 4-19-1	168,000
60	梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷 4-12	123,000
61	久末小学校	川崎市高津区久末 647	151,000
62	上作延小学校	川崎市高津区上作延 559	222,000
63	南原小学校	川崎市高津区上作延 3-9-1	82,000
64	久地小学校	川崎市高津区久地 4-2-1	135,000
65	野川小学校	川崎市宮前区西野川 2-19-1	122,000
66	西野川小学校	川崎市宮前区野川台 3-10-1	84,000
67	南野川小学校	川崎市宮前区南野川 2-12-1	88,000
68	宮崎小学校	川崎市宮前区馬網 1-30-9	151,000
69	鷺沼小学校	川崎市宮前区鷺沼 2-1	101,000
70	有馬小学校	川崎市宮前区東有馬 5-12-1	85,000
71	西有馬小学校	川崎市宮前区有馬 7-6-1	111,000
72	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平 2-18-3	147,000
73	宮前平小学校	川崎市宮前区宮前平 3-14-1	107,000
74	宮崎台小学校	川崎市宮前区宮崎 3-18-2	116,000
75	向丘小学校	川崎市宮前区平 1-6-1	120,000
76	平小学校	川崎市宮前区平 6-5-1	97,000
77	白幡台小学校	川崎市宮前区南平 13-1	78,000
78	菅生小学校	川崎市宮前区菅生 1-5-1	124,000

79	大蔵小学校	川崎市宮前区大蔵1-3-1	145,000
80	土橋小学校	川崎市宮前区土橋3-1-11	179,000
81	稲田小学校	川崎市多摩区宿河原3-18-1	130,000
82	長尾小学校	川崎市多摩区長尾7-28-1	76,000
83	宿河原小学校	川崎市多摩区宿河原2-1-1	100,000
84	登戸小学校	川崎市多摩区登戸1329	115,000
85	中野島小学校	川崎市多摩区中野島3-12-1	174,000
86	下布田小学校	川崎市多摩区布田23-1	73,000
87	東菅小学校	川崎市多摩区菅馬場2-19-1	194,000
88	西菅小学校	川崎市多摩区菅北浦4-2-1	68,000
89	菅小学校	川崎市多摩区菅2-6-1	93,000
90	東生田小学校	川崎市多摩区梶形4-9-1	377,000
91	三田小学校	川崎市多摩区三田3-6-4	88,000
92	生田小学校	川崎市多摩区生田7-22-1	106,000
93	南生田小学校	川崎市多摩区南生田3-1-1	111,000
94	長沢小学校	川崎市麻生区東百合丘2-24-7	98,000
95	西生田小学校	川崎市麻生区細山2-2-1	143,000
96	千代ヶ丘小学校	川崎市麻生区千代ヶ丘8-9-1	91,000
97	金程小学校	川崎市麻生区金程2-10-1	111,000
98	百合丘小学校	川崎市麻生区百合丘2-1-2	284,000
99	南百合丘小学校	川崎市麻生区王禅寺西1-26-1	96,000
100	麻生小学校	川崎市麻生区上麻生3-24-1	132,000
101	東柿生小学校	川崎市麻生区王禅寺東6-3-1	94,000
102	真福寺小学校	川崎市麻生区白山5-3-1	73,000
103	虹ヶ丘小学校	川崎市麻生区虹ヶ丘1-21-2	58,000
104	柿生小学校	川崎市麻生区片平3-3-1	146,000
105	岡上小学校	川崎市麻生区岡上675-1	76,000
106	栗木台小学校	川崎市麻生区栗木台5-15-1	110,000
107	大師中学校	川崎市川崎区大師河原2-1-1	115,000
108	南大師中学校	川崎市川崎区四谷上町24-1	55,000
109	川中島中学校	川崎市川崎区藤崎2-19-1	179,000
110	桜本中学校	川崎市川崎区池上新町1-2-4	63,000
111	臨港中学校	川崎市川崎区浜町2-11-22	87,000
112	田島中学校	川崎市川崎区小田2-21-7	63,000
113	京町中学校	川崎市川崎区京町3-19-11	107,000
114	渡田中学校	川崎市川崎区渡田向町11-1	87,000
115	富士見中学校	川崎市川崎区富士見2-1-2	179,000
116	川崎中学校	川崎市川崎区下並木50	60,000
117	南河原中学校	川崎市幸区中幸町4-31	90,000
118	御幸中学校	川崎市幸区戸手4-2-1	128,000
119	塚越中学校	川崎市幸区塚越1-60	123,000
120	日吉中学校	川崎市幸区北加瀬2-3-1	81,000
121	南加瀬中学校	川崎市幸区南加瀬3-10-1	106,000
122	平間中学校	川崎市中原区上平間1368	102,000
123	玉川中学校	川崎市中原区中丸子562	99,000
124	住吉中学校	川崎市中原区木月住吉町27-1	81,000
125	井田中学校	川崎市中原区井田杉山町11-1	95,000
126	今井中学校	川崎市中原区今井仲町7-1	139,000
127	中原中学校	川崎市中原区小杉陣屋町1-24-1	94,000
128	宮内中学校	川崎市中原区宮内4-13-1	61,000
129	西中原中学校	川崎市中原区下小田中2-17-1	282,000
130	東橘中学校	川崎市高津区子母口730	290,000
131	橘中学校	川崎市高津区千年1300	157,000
132	高津中学校	川崎市高津区久本3-11-2	105,000
133	宮崎中学校	川崎市宮前区宮崎107	161,000
134	野川中学校	川崎市宮前区西野川2-2-1	79,000
135	有馬中学校	川崎市宮前区有馬7-7-1	89,000
136	宮前平中学校	川崎市宮前区宮前平2-7	114,000
137	向丘中学校	川崎市宮前区神木本町5-11-1	87,000
138	平中学校	川崎市宮前区平3-15-1	66,000
139	菅生中学校	川崎市宮前区菅生2-10-1	107,000

140	大蔵中学校	川崎市宮前区大蔵1-10-1	132,000
141	稲田中学校	川崎市多摩区宿河原4-1-1	120,000
142	梶形中学校	川崎市多摩区梶形1-22-1	71,000
143	中野島中学校	川崎市多摩区中野島1-16-1	130,000
144	菅中学校	川崎市多摩区菅城下28-1	65,000
145	生田中学校	川崎市多摩区三田2-5420-2	161,000
146	南生田中学校	川崎市多摩区南生田3-4-1	79,000
147	西生田中学校	川崎市麻生区高石3-25-1	71,000
148	金程中学校	川崎市麻生区金程3-16-1	81,000
149	長沢中学校	川崎市麻生区東百合丘4-12-1	70,000
150	麻生中学校	川崎市麻生区上麻生4-39-1	85,000
151	柿生中学校	川崎市麻生区上麻生6-40-1	187,000
152	王禅寺中央中学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-2	74,000
153	白島中学校	川崎市麻生区白島1-5-1	128,000
154	はるひ野中学校	川崎市麻生区はるひ野4-8-1	152,000
155	生田中学校(創作センター)	川崎市多摩区三田2-3303-1	29,000
156	川崎高等学校	川崎市川崎区中島3-3-1	591,000
157	川崎総合科学高等学校	川崎市幸区小向仲野町5-1	840,000
158	橘高等学校	川崎市中原区中丸子562	428,000
159	高津高等学校	川崎市高津区久本3-11-1	257,000
160	豊学校	川崎市中原区上小田中3-10-5	143,000
161	中央支援学校	川崎市高津区久本3-7-1	171,000
162	田島支援学校本校	川崎市川崎区田島町20-5	141,000
163	田島支援学校桜校	川崎市川崎区池上新町1-1-3	129,000
	合計		21,067,000

川崎市公告(調達)第259号

入 札 公 告

川崎区役所大師支所他5施設で使用する再生可能エネルギー100%電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年7月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎区役所大師支所他5施設で使用する再生可能エネルギー100%電力の供給に関する契約

(2) 内訳・履行場所・予定使用電力量

別紙のとおり

(3) 契約期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者、または小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者であること。

- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。なお、未申請の者(入札参加業種・種目に申請のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和5年8月1日(火)までに行うこと。
- (5) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、入札参加資格を有している者であること。なお、未申請の者は、環境局脱炭素戦略推進室に所定の様式により資格審査申請を令和5年8月1日(火)までに行うこと。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
- 〒210-0005
川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎17階
川崎市環境局脱炭素戦略推進室 菅原、坂田
電 話 : 044-200-1223
F A X : 044-200-3921
E-mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 令和5年7月25日(火)から令和5年8月1日(火)までの下記の時間
- 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。
- (3) 提出方法
- 持参又は郵送とします。
- ただし、郵送の場合、令和5年8月1日(火)午後5時を必着とします。
- なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。
- 4 入札説明書の交付
- 3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和5年7月25日(火)から令和5年8月1日(火)まで縦覧に供します。
- ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所
- 3(1)と同じ
- (2) 交付日時
- 令和5年8月9日(水) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
- ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年8月9日(水)までに電子メールで配信します。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
- 3(1)と同じ
- (2) 問合せ期間
- 令和5年8月9日(水)から令和5年8月21日(月)までの下記の時間
- 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。
- (3) 問合せ方法
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に直接提出するか、F A X又はメールをしてください。なお、F A X又はメールをした場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。
- (4) 回答方法
- 質問に対する回答は、令和5年8月28日(月)までに、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。
- なお、メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で配布します。
- (5) その他
- 入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- 7 入札参加資格の喪失
- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

令和5年9月1日(金) 午後5時必着

(イ) 郵送場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

第3庁舎17階

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

令和5年9月4日(月) 午後2時00分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ (ア) と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ (イ) と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
 効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び
 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、
 これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料
 金単価」及び「電力量料金単価」とします。ただし、
 その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むも
 のとします。また、燃料費等調整額、電気事業者に
 よる再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措
 置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一
 切の諸経費を含むこととします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
 免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
 付しなければなりません。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 前払金

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
 は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情

報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することがで
 きます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
 語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同
 じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
 崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
 るところによります。

11 Summary

(1) Nature and quantity of products to be
 purchased :

Electricity about 1,067,855kWh to use at
 Kawasaki city Daishi Branch Office

In addition to 5 facilities

(2) Time-limit for tender:

2:00 P.M. 4, September, 2023

(3) Time-limit for tender by mail:

5:00 P.M. 1, September, 2023

(4) Contact point for the notice

Decarbonization Strategy Development Office

Environmental Protection Bureau

City of Kawasaki

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan

Tel:044-200-1223

別紙

番号	施設名	履行場所	予定使用電 力量(kWh)
1	川崎市役所大師支所	川崎市川崎区東門前2-1-1	98,035
2	川崎市役所田島支所	川崎市川崎区綱管通2丁目3番7号	77,000
3	幸区役所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	135,000
4	中原区役所(保健所含む)	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	325,000
5	宮前区役所	川崎市宮前区宮前平2-20-5	256,820
6	麻生区役所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	176,000

川崎市公告(調達)第260号

入 札 公 告

川崎市中央卸売市場北部市場他37施設で使用する再生
 可能エネルギー 100%電力の供給に関する契約における
 一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市中央卸売市場北部市場他37施設で使用する
 再生可能エネルギー 100%電力の供給に関する契約

- (2) 内訳・履行場所・予定使用電力量
別紙のとおり
- (3) 契約期間
令和5年11月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者、または小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者であること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。なお、未申請の者（入札参加業種・種目に申請のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和5年8月1日（火）までに行うこと。
- (5) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、入札参加資格を有している者であること。なお、未申請の者は、環境局脱炭素戦略推進室に所定の様式により資格審査申請を令和5年8月1日（火）までに行うこと。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0005
川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎17階
川崎市環境局脱炭素戦略推進室 菅原、坂田
電 話：044-200-1223
FAX：044-200-3921
E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和5年7月25日（火）から令和5年8月1日（火）までの下記の時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きま

す。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和5年8月1日（火）午後5時を必着とします。

なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和5年7月25日（火）から令和5年8月1日（火）まで縦覧に供します。

ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和5年8月9日（水） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年8月9日（水）までに電子メールで配信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和5年8月9日（水）から令和5年8月21日（月）までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に直接提出するか、FAX又はメールをしてください。なお、FAX又はメールをした場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年8月28日（月）までに、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

(5) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

令和5年9月1日(金) 午後5時必着

(イ) 郵送場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4
第3庁舎17階

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

令和5年9月4日(月) 午後2時30分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料金単価」及び「電力量料金単価」とします。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとします。また、燃料費等調整額、電気事業者に

よる再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一切の諸経費を含むこととします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 前払金

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(5) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 32,382,259kWh to use at Kawasaki City Central Wholesale Market Northern Market In addition to 37 facilities

(2) Time-limit for tender:

2:30 P.M. 4, September, 2023

(3) Time-limit for tender by mail:

5:00 P.M. 1, September, 2023

(4) Contact point for the notice

Decarbonization Strategy Development Office
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan

Tel:044-200-1223

別紙

番号	施設名	履行場所	令和5年度予定使用電力量(kWh)	令和6年度予定使用電力量(kWh)
1	川崎市中央卸売市場北部市場	川崎市宮前区水沢1-1-1	3,066,492	8,374,500
2	川崎競輪場	川崎市川崎区富士見2-1-6	889,476	2,297,193
3	かわさき南部斎苑	川崎市川崎区夜光3丁目2番7号	422,268	1,146,085
4	かわさき北部斎苑	川崎市高津区下作延6丁目18番1号	564,063	1,327,062
5	川崎港海底トンネル	川崎市川崎区千鳥町6-5	461,604	1,272,077
6	川崎市役所第4庁舎	川崎市川崎区宮本町3-3	182,217	494,162
7	公文書館	川崎市中原区宮内4丁目1番1号	34,023	87,615
8	南部防災センター	川崎市川崎区小田7丁目3-1	23,815	47,385
9	みぞのくち市税事務所	川崎市高津区下作延2-7-60	55,200	128,300
10	小向会館	川崎市幸区小向西町4-110	90,413	255,530
11	農業技術支援センター	川崎市多摩区菅仙谷3-17-1	15,191	32,030
12	動物愛護センター	川崎市中原区上平間1700番地8	200,700	430,500
13	夢見ヶ崎動物公園	川崎市幸区南加瀬1丁目2-1	124,900	228,500
14	大師公園野球場	川崎市川崎区大師公園1	15,000	36,000
15	御幸公園軟式野球場	川崎市幸区東古市場1	11,235	40,979
16	とんびいけ公園野球場	川崎市麻生区栗木台3丁目1-1	13,197	32,972
17	王禅寺ふると公園	川崎市麻生区王禅寺528-1	25,521	64,233
18	川崎駅中央通路	川崎市川崎区駅前本町26-1	210,000	504,000
19	新百合ヶ丘駅前広場	川崎市麻生区上麻生1丁目21-1	50,000	120,000
20	上河原堰堤事務所	川崎市多摩区菅稲田堤3丁目21-1	20,000	42,500
21	川崎区役所道路公園センター	川崎市川崎区大島1丁目25番10号	34,000	84,000
22	幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	194,571	564,294
23	幸区役所道路公園センター	川崎市幸区下平間357-3	25,246	51,178
24	中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12	244,903	530,369
25	中原区役所道路公園センター	川崎市中原区下小田中2丁目9番1号	31,709	69,224
26	高津区役所道路公園センター	川崎市高津区溝口5丁目15番7号	27,800	63,200
27	宮前区役所向丘出張所	川崎市宮前区平1-1-10	15,800	47,600
28	宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2-20-4	207,000	610,200
29	宮前区役所道路公園センター	川崎市宮前区有馬2-6-4	24,487	56,035
30	多摩区総合庁舎	川崎市多摩区登戸1775番地1	907,142	2,391,096
31	多摩区役所道路公園センター	川崎市多摩区菅北浦4丁目11-20	15,041	36,037
32	多摩区役所生田出張所	川崎市多摩区生田7丁目16-1	31,000	63,000
33	麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	256,000	603,000
34	川崎市教育文化会館	川崎市川崎区富士見2-1-3	209,944	558,054
35	消防局航空隊庁舎	東京都江東区新木場4-7-53	31,720	71,873
36	消防訓練センター	川崎市宮前区大蔵1-10-2	27,611	58,730
37	臨港消防署浮島出張所	川崎市川崎区浮島町509-1	18,274	46,259
38	総合教育センター	川崎市高津区溝口6-9-3	209,243	529,681

川崎市公告(調達)第261号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度川崎市立学校校務用コンピュータ機器(雇用対策分含む)賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市立学校及び教育委員会等 191拠点
- (3) 履行期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理部契

約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年8月8日(火)までに行ってください。

- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書等配布及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター

3階 情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

- (2) 配布及び提出期間

令和5年7月25日(火)から令和5年8月8日(火)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日及び日曜日を除く)

- (3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。郵送の場合、上記3(2)の期間内に必着とし、競争入札参加申込書を郵送したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。

申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

なお、競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて提出してください。契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛に令和5年8月18日(金)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和5年8月18日(金)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ

- (1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

- (2) 問合せ期間

令和5年7月25日(火)から令和5年8月23日(木)まで

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後

5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

- (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

- (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年8月29日(火)までに、競争入札参加資格があると認められた者宛てに、FAX又は電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

6 カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和5年9月5日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和5年9月12日(火) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室

川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和5年9月11日(月)

郵送による場合は、期日までに到着するように

書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。

なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 8(1)アに同じ
- (4) 開札の場所 8(1)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めると

ころによります。

- (3) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

- (5) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease computers installed in Elementary schools, Junior high schools, High schools, Special support schools and the education center in Kawasaki City.

- (2) Time-limit for tender:

10:00 A.M 12 Sep 2023

- (3) Time-limit for tender by mail:

11 Sep 2023

- (4) Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

川崎市公告（調達）第262号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市立高等学校学務システム貸借契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター
川崎市高津区溝口6-9-3

3 契約の相手方を決定した日

令和5年6月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

F L C S 株式会社 横浜支店

支店長 齋藤 雄太

横浜市西区高島一丁目1番2号

横浜三井ビルディング15階

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）

87,996,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年5月10日

税 公 告

川崎市税公告第75号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年6月28日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第76号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年6月29日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第77号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年6月29日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第78号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明の

ため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年6月29日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更(決定)する 納期限	件数 ・ 備考
令和4年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	令和5年7月11日	計7件
令和4年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分	令和5年7月11日	計1件
令和4年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分	令和5年7月11日	計2件
令和4年度	市民税・県民税 (普通徴収)	3月随時分	令和5年7月11日	計5件
令和5年度 (令和4年度課税分)	市民税・県民税	4月随時分	令和5年7月11日	計3件
令和4年度	市民税(法人)	確定	令和5年7月11日	計1件
令和4年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	令和5年7月11日	計1件
令和5年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	令和5年7月11日	計7件

(別紙省略)

川崎市税公告第79号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第80号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第81号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第82号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月7日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第47号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月4日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度川崎市上下水道局職員被服(冬作業服ほか)
	履 行 場 所	別途指示する上下水道局事業所
	履 行 期 間	令和5年12月18日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣料用品」、種目「衣服」に登載されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和5年8月9日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第48号

一般競争入札について次のとおり公告します。

(案件1)

令和5年7月4日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度 水道管路付属設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市内及び水道施設管理箇所一円

競争入札に 付する事項	履 行 期 間	令和 6 年 3 月 31 日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されている者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－2097	
入札日時等	令和 5 年 7 月 27 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第 8 条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名	高石 3 号配水管900mm布設に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	自：宮前区潮見台 4－1 先 至：宮前区菅生 4－5－18 先
	履 行 期 間	令和 6 年 7 月 31 日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」で登録されている者 (4) 業務責任者及び審査担当者として、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく上下水道部門「上水道及び工業用水道」として登録されている技術士の資格を有する者を配置できること。 なお、業務責任者と審査担当者は兼務することはできません。 また、業務責任者及び審査担当者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に 3 箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－2097	
入札日時等	令和 5 年 7 月 27 日 14 時 30 分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度 多摩区下水幹枝線実施設計委託第11号
	履 行 場 所	川崎市多摩区地内
	履 行 期 間	令和6年5月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成30年度以降に契約した、下水道管路施設における耐震実施設計(レベル1, 2)業務を含む、新設・詳細設計(開削工法)及び改築・詳細設計(管更生工法)に係わる実施設計委託業務の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要 ア 技術士(総合技術監理部門: 上下水道一下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門: 上下水道一下水道)の資格、技術士(上下水道部門: 下水道)の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門: 上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門: 下水道)又はRC CM(下水道部門)のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年7月27日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第49号

一般競争入札について次のとおり公告します。
(案件1)

令和5年7月4日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に 付する事項	件 名	けやき平地区ほか下水取付管更新第301号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区けやき平、平6丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和6年1月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「Ｂ」で登録されていること。 (6) 令和５・６年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第２条第１項第１号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、２現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	令和５年７月31日 午後１時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件２)

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場 超高速凝集沈でん池２号池機械設備修理工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田１－１－１（生田浄水場内）
	履 行 期 間	契約の日から令和６年３月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和５・６年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年7月27日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	渡田ポンプ場ほか2階電気室無停電電源装置用蓄電池取替その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区鋼管通4-17-1ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	令和5年7月26日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件4）

競争入札に 付する事項	件 名	光ネットワークシステム改築その4工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間2069ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和6年12月26日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年8月21日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第50号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月11日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度西部下水管内管きょ緊急補修第1号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システム による申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ラン ク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企 業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年8月1日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	南加瀬地区ほか下水マンホール補修第102号工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬、川崎区小田地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から135日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システム による申込ができません。	

参 加 資 格	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年8月1日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	菅馬場地区ほか下水マンホール補修第401号工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅馬場2丁目、菅馬場3丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和6年1月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年8月1日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	四谷上町地区ほか下水取付管更新第101号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区四谷上町、池上新町2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から115日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年8月1日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	塩浜3丁目200mm～100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区塩浜3-2-1先 至：川崎区塩浜3-15-6先
	履 行 期 間	契約の日から165日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (11) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年8月7日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	百合ヶ丘配水ポンプ所 百合丘配水ポンプ修理工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区高石6-14-7 (百合ヶ丘配水ポンプ所内)
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年8月21日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	水管理センター エレベータ更新工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。	

参 加 資 格	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年8月21日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第22号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年7月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

1 調達の名称及び数量

(1) 入江崎余熱利用プール入退場管理システム等賃貸借及び保守契約

入江崎余熱利用プール入退場管理システム等賃貸借 1式

(2) ポリ塩化アルミニウム1t(単価契約)(下水)

ポリ塩化アルミニウム 約714t

2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

3 落札者を決定した日

(1) 入江崎余熱利用プール入退場管理システム等賃貸借及び保守契約

令和5年6月20日

(2) ポリ塩化アルミニウム1t(単価契約)(下水)

令和5年6月22日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 入江崎余熱利用プール入退場管理システム等賃貸借及び保守契約

NTT・TCリース 株式会社 横浜支店

横浜市西区みなとみらい四丁目7番3号

支店長 八木下 正哉

(2) ポリ塩化アルミニウム1t(単価契約)(下水)

大和化成 株式会社 横浜営業所

横浜市神奈川区台町2丁目5番地

所長 宮永 勝美

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

(1) 入江崎余熱利用プール入退場管理システム等賃貸借及び保守契約

29,022,000円

(2) ポリ塩化アルミニウム1t(単価契約)(下水)

39,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月10日

川崎市上下水道局公告(調達)第23号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1 t
約 1,020 t

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

川崎市多摩区三田 5-1-1
長沢浄水場浄水課

(4) 納入期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日

(5) 本案件は、電子入札対象案件ではありませんので、申込書等の提出は紙での提出となります。また、入札日に入札書持参による紙入札となりますので御注意ください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」、種目「化学工業薬品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和5年8月8日までに行ってください。

(4) 競争入札参加資格を得るために必要な条件の証明にあたっては、納品しようとする物品が仕様書に定められた条件を満たしていることを証する書類を提出してください。詳細については、仕様書「8 提出書類(1)入札前審査」を御確認ください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2093

(2) 期間 令和5年7月25日（公告日）～令和5年8月8日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 川田

電話 044-200-2093

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を提出し、かつ、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類（仕様書によります。）を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができますと認められた者に限り、入札に参加することができます。（ただし、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類等の提出後に納入予定の物品に変更が生じる場合は、3(1)の場所に事前連絡の上、令和5年8月28日までに6の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。）

6 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局長沢浄水場浄水課 担当 杉木

電話 044-911-2022

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書の配布は、3(1)の場所で行います。

また、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

イ 提出場所、期間及び方法

次の期間に3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにE x c e l形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を4(3)の担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和5年7月25日(公告日)～令和5年8月8日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にE x c e l形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和5年8月21日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスに登録していない者には、令和5年8月21日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記

載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は、購入物品の価格のほか、輸送費、保険料等納入に関する一切の諸費用を含め、薬品1 t当たりの単価を記載してください。

また、入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和5年9月4日

午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和5年8月31日必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年9月4日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川

崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Ultra-high basicity polyaluminum chloride for water supply,
approximately 1,020t
- (2) Time-limit for tender :
 - a Direct delivery
10:30 A.M. 4 September 2023
 - b By mail
31 August 2023
- (3) Contract point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa
210-8577, Japan
TEL : 044-200-2093
- (4) Language :
Japanese is the only language used in all the contract procedures

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第51号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
右前部板金修理一式 (S1879号車)
- (2) 履行場所
塩浜営業所
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

S1879号車の右前部板金修理一式。詳細は仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車修理」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 神宮司
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
令和5年6月30日から令和5年7月10日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (4) 提出方法
持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

持参

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 伊藤
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

自動車部運輸課 伊藤
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年7月21日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年7月21日まで
の、午前8時30分から正午まで及
び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年7月25日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

- (2) 契約書作成の要否
必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第52号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年6月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

右前部板金修理一式（A3050号車）

(2) 履行場所

井田営業所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

A3050号車の右前部板金修理一式。詳細は仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車修理」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和5年6月30日から令和5年7月10日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年7月14日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 伊藤

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年7月21日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年7月21日まで
の、午前8時30分から正午まで及
び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日

を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年7月25日 午前9時20分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

交通局公告(調達)

川崎市交通局公告(調達)第11号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

大型ハイブリッド・ノンステップバス（ディーゼル電気式・10.5mクラス）39両

(2) 購入物品の特質等

製作仕様書・製作要領図によります。

(3) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(4) 納入期限

令和6年3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年8月2日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

(5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、車両が在籍している期間にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。

(6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。

(7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ アフターサービス・メンテナンス申告書

ウ 検査の実施に関する誓約書

エ 納入予定物品申請書（納入予定物品に関する提出書類を含む。）

※ 上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

交通局企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和5年7月25日から令和5年8月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和5年8月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 伊藤

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 令和5年9月7日 午前9時00分

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 令和5年9月5日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の可否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be

purchased:

General bus - large Non-step bus (electric hybrid 10.5m class) Quantity 39

(2) Time limit for tender:

9:00 A.M. 7 September, 2023

(3) Time limit for tender by mail:

5 September, 2023

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

川崎市交通局公告（調達）第12号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ア 軽油A（10月～12月分） 227キロリットル

イ 軽油B（10月～12月分） 293キロリットル

ウ 軽油C（10月～12月分） 222キロリットル

エ 軽油D（10月～12月分） 337キロリットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

ア 川崎市交通局上平間営業所

イ 川崎市交通局塩浜営業所

ウ 川崎市交通局井田営業所

エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所

(4) 納入期間

令和5年10月1日から令和5年12月31日まで

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における令和5・6年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）において業種「燃料・油脂類」、種目「石油製品・オイル」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加に係る業種に登録していない者を含む。）は、財政

局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年8月2日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び5の書類を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書等の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課

契約担当 野川

電話 044-200-3228

- (2) 提出期間

令和5年7月25日から令和5年8月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類（供給保証書）を令和5年8月2日までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和5年8月10日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 須藤

電話 044-200-3241

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引取税額を控除した額の110分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。軽油引取税額は本公告日現在の税率を適用してください。

- (1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

- (ア) 日 時

令和5年9月8日 午前9時00分

- (イ) 場 所

川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

- (ア) 期 限

令和5年9月6日 必着

- (イ) 宛 先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 開札の日時及び場所

- (1)アに同じ。

- (4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度の入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

ただし、その前回の入札が川崎市交通局競争入札参加

者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は参加できません。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等を乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の可否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができます。

13 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。

(5) 落札者の決定後、川崎市政府調達苦情検討委員会に対する苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Gas Oil Quantity 227kl

②Gas Oil Quantity 293kl

③Gas Oil Quantity 222kl

④Gas Oil Quantity 337kl

(2) Time limit for tender:

9:00 A.M., September 8, 2023

(3) Time limit for tender by mail:

September 6, 2023

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku,

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL: +81 (0) 44-200-3228

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第13号

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月3日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部

を改正する規程

川崎市病院局企業職員給与支給規程(平成17年川崎市病院局規程第24号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「次号」を「第2号及び第3号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 自ら居住するため住宅を借り受け、又は自己の所有する住宅に居住している職員(医師及び歯科医師に限る。)で、川崎市川崎区、川崎市幸区、川崎市中原区若しくは川崎市高津区又は横浜市鶴見区、横浜市港北区若しくは東京都大田区の区域内に住所を有するもの

第18条第2項中「(当該各号)」を「(第1号又は第2号)」に改め、「前項各号」を「前項第1号又は第2号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる職員 川崎市川崎区、川崎市幸区、川崎市中原区又は川崎市高津区の区域内に住所を有する職員にあつては20,000円、横浜市鶴見区、横浜市港北区又は東京都大田区の区域内に住所を有する職員にあつては10,000円

第18条第3項第1号中「前項第1号」の次に「及び第3号」を加え、同項第2号中「職員を含む。）」の次に「(前項第1号及び第2号に対応する額に限る。))」を加え、同項第3号中「者に限る。))」の次に「(前項第1号及び第2号に対応する額に限る。))」を加え、「あつては、親である職員」の次に「(前項第1号及び第2号に対応する額に限る。))」を加え、同項第4号中「職員」の次に「(前項第1号及び第2号に対応する額に限る。))」を加える。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第35号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担
当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話 044 - 200 - 3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」とい
います。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以
下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規
程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類
は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、イン
ターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲
覧及びダウンロードすることができます。

([https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/
contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.
html](https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められてい
る場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、
閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の
日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午
後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ
た期間に病院局契約担当窓口への持参により受け
付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く
午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15
分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度
業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加
者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格
のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に
よる指名停止期間中ではないこと。
(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資
格及び能力を有すること。
(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ

の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行す
ること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙
の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交
付します。競争参加資格があると認め難い者には、
別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参
加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ
いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参
加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定め
られた期間に質問書（様式は病院局入札情報のペー
ジで取得できます。）により受け付けます（土曜日、
日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及
び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に戻
答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札
情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、
この入札の参加資格を満たしていない者からの質問
に関しては回答しません。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙
の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加
資格確認通知を受けた者又はその代理人としま
す。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する
権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受け
た旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契
約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格
の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入
札を行った入札者を落札者とします。ただし、著
しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、
最低制限価格が設定されている案件については、
その価格に満たない価格で入札した者の入札は無
効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定
価格を上回り、落札者を決定できないときは、再
度入札を行います。ただし、その前回の入札が参
加者心得の規定により無効とされた者及び開札に
立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これ
を無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	令和5年度川崎病院におけるイントラネットワーク機器購入に関する契約（川崎市病院事業）
	履行場所	川崎市病院局（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）
	履行期間	契約締結日から令和5年11月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「コンピュータ」 種目 「コンピュータ」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年7月10日から令和5年7月24日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年7月10日から令和5年7月24日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年8月3日 午前11時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院で使用するPaxman Scalp Coolingシステムの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和5年9月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年7月10日から令和5年7月18日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年7月10日から令和5年7月18日まで受け付け、7月21日までに回答します。	
入札及び開札	日時	令和5年7月26日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第36号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担
当」といいます。）

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9

川崎御幸ビル 7 階

電話044 - 200 - 3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」とい
います。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以
下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規
程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類
は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、イン
ターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲
覧及びダウンロードすることができます。

([https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/
contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.
html](https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められてい
る場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、
閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の
日の午前 8 時30分から正午までと、午後 1 時から午
後 5 時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ
た期間に病院局契約担当窓口への持参により受け
付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く
午前 8 時30分～正午及び午後 1 時～午後 5 時15
分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和 5・6 年度
業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加
者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格
のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第 2 条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に
よる指名停止期間中ではないこと。
(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資
格及び能力を有すること。
(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ
の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行す
ること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙
の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交
付します。競争参加資格があると認め難い者に
は、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参
加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ

いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参
加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定め
られた期間に質問書（様式は病院局入札情報のペー
ジで取得できます。）により受け付けます（土曜日、
日曜日及び国民の祝日を除く午前 8 時30分～正午及
び午後 1 時～午後 5 時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1 (1)の照会窓口で回
答書とともに掲示を行い、併せて 1 (2)の病院局入札
情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受付けません。また、こ
の入札の参加資格を満たしていない者からの質問に
関しては回答しません。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙
の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加
資格確認通知を受けた者又はその代理人としま
す。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する
権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受け
た旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契
約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格
の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入
札を行った入札者を落札者とします。ただし、著
しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、
最低制限価格が設定されている案件については、
その価格に満たない価格で入札した者の入札は無
効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定
価格を上回り、落札者を決定できないときは、再
度入札を行います。ただし、その前回の入札が参
加者心得の規定により無効とされた者及び開札に
立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これ
を無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締
結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとしま
す。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合
は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

- (8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、

契約規程、参加者心得等の定めるところによりま | す。

(案件1)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	多摩病院氷蓄熱用プレート形熱交換器改修設計委託
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号 川崎市立多摩病院
	履行期間	契約締結日から令和6年3月15日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「設備設計」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和5年7月10日から令和5年7月14日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年7月10日から令和5年7月14日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年7月27日 午前10時30分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

(案件2)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院ホルター心電図解析業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院
	履行期間	令和5年8月1日から令和6年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療関連業務」 種 目「その他医療関連」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	なし
競争参加の申込	令和5年7月10日から令和5年7月18日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	行いません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年7月10日から令和5年7月18日まで受け付け、7月21日までに回答します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年7月26日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

川崎市病院局公告第37号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

- (8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院外来ほか空調機設置委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種 「施設維持管理」
	地域区分	「市内」
	そ の 他	・病床数500床以上の病院において、電気かつ空調・衛生で元請としての業務実績があること。 ・「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
競争参加の申込	令和5年7月10日から令和5年7月18日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年7月19日から令和5年7月21日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年8月3日 午前10時30分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 制 限 価 格	設定しません。	
そ の 他	・仕様書【別紙2 図面】については、競争参加資格があると認められた事業者に対して、競争参加資格確認通知書とともに交付します。	

川崎市病院局公告第38号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年7月12日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話044-200-2100

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別

途お知らせします。

- エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

- ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（川崎市川崎区宮本町1番地）

- イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

- ウ 入札保証金は免除します。

- エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契

約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

- オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「発注情報詳細」及び「川崎市病院局入札契約に関する共通事項

（工事・病院局・一般競争入札）」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎病院15階ほか3か所空気調和設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区新川通12番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（病院局所定の様式）を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。	

参 加 資 格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（病院局所定の様式）を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
申 込 締 切 日	令和5年7月24日(月)まで受付けます。
予 定 価 格	未定
入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	令和5年8月24日(木)必着
開 札 日	令和5年8月28日(月)午前10時00分

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第14号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

令和5年7月5日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 川崎市立有馬中学校長印

- (1) 使用開始日 令和5年7月5日
- (2) ひな形番号 30
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21ミリメートル
- (5) 保管場所及び個数 川崎市立有馬中学校 1個
- (6) 印 影



農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第6号

第37回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和5年7月7日

川崎市農業委員会

会長 小 川 耕 平

1 日 時

令和5年7月11日(火) 午後3時00分～

2 場 所

J Aセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

- (1) 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第2号 相続税の納税猶予適格者証明（新規）について
- (3) 議案第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について（議案）
- (4) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (6) 報告第3号 農地転用工事完了報告について
- (7) 報告第4号 相続税の納税猶予適格者証明（継続）について
- (8) 報告第5号 生産緑地の主たる従事者証明について
- (9) その他

中 原 区 告 示

川崎市中原区告示第2号

令和元年9月6日に届出された、オコンナー キアン音緒の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に基づく転入届出は事実に基づかない錯誤の届出であることが判明したため、これを無効とする。

令和5年7月3日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

1 無効とする住民基本台帳登録者

住 所 川崎市中原区上小田中1丁目34番1号
マンション寿 303

氏 名 オコンナー キアン音緒

生年月日 平成15年2月9日

性 別 男

2 交付年月日及び枚数

令和元年9月6日 住民票 2通

令和2年8月25日 住民票 2通

3 無効の事由

令和元年 9月6日付けの転入届は錯誤の届出のため

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1. 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第102号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年6月30日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知っ

た日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1. 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第103号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年7月5日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1. 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第104号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年7月5日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第105号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月11日

川崎市川崎区長 中山健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第106号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年7月12日

川崎市川崎区長 中山健一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第107号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年7月12日

川崎市川崎区長 中山健一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第108号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市川崎区長 中山健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第109号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市川崎区長 中山健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第110号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業

所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市川崎区長 中山 健 一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第111号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市川崎区長 中山 健 一

（別紙省略）

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第42号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

（別紙省略）

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第43号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

川崎市中原区公告第44号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第39号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について、住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年7月12日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市高津区公告第40号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第29号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第33号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

川崎市多摩区公告第34号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月13日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第35号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年7月4日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第36号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年7月7日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第37号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方

税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により
公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年7月7日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第38号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送

達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業
所が不明のため送達することができないので、国民健康
保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用す
る地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定
により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年7月13日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

（別紙省略）

辞

令

令和5年7月1日付人事異動

（市長事務局）

任 命	氏 名	前 職
（部長級）		
港湾局港湾経営部長 臨海部国際戦略本部担当部長兼務	木 村 俊 介	新任
（課長級）		
経済労働局経営支援部金融課長 中小企業溝口事務所長兼務	一 ノ 瀬 進	経済労働局経営支援部金融課長
中小企業溝口事務所担当課長	勝 盛 紀 善	中小企業溝口事務所長
六月三十日付退職 （局長級）		
退職	林 健 太 郎	港湾局担当理事 港湾局港湾経営部長事務取扱 臨海部国際戦略本部担当理事兼務

（病院局）

任 命	氏 名	前 職
六月三十日付退職 （課長級）		
退職	細 田 智 弘	市立川崎病院感染症内科医長

（教育委員会事務局）

任 命	氏 名	前 職
（課長級）		
職員部教職員人事課担当課長	本 波 直 人	職員部教職員人事課課長補佐